

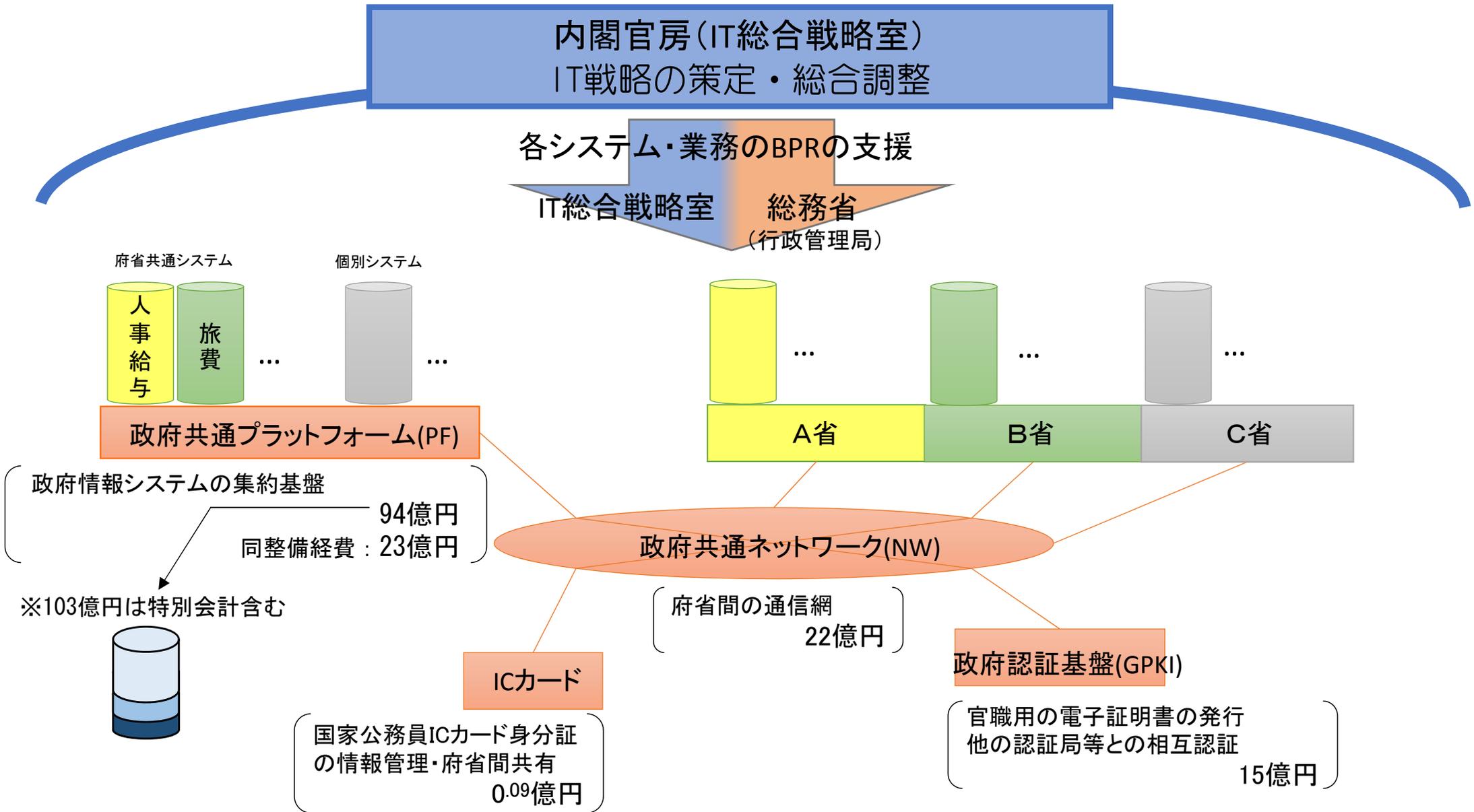
平成29年度行政事業レビュー「公開プロセス」

**電子政府関連事業
（政府情報システム基盤整備）**

補 足 説 明 資 料

平成29年6月22日
行政管理局
行政情報システム企画課

電子政府の推進体制



〔カッコ内の金額は電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)154億円(28年度実績。一般会計)の内訳〕

電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度(予算額)
				9,666	11,389	15,412

<PF>

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度
		執行額		4,235	7,165	9,392
	この他特会		672	813	899	1,036

<PF整備経費>

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度
		執行額		1,692	737	2,324

<NW>

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度
		執行額		1,522	1,705	2,145

<GPKI>

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度
		執行額		1,459	1,519	1,543

<ICカード>

予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度
		執行額		32	9	9

政府共通プラットフォームのイメージ

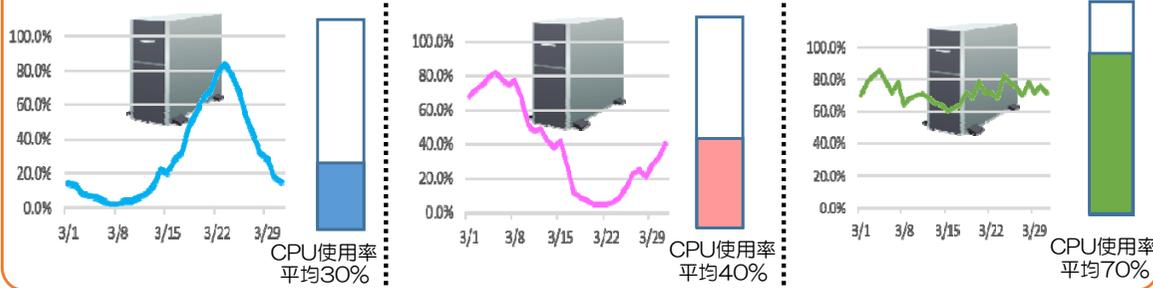
リソース使用量

Aシステム

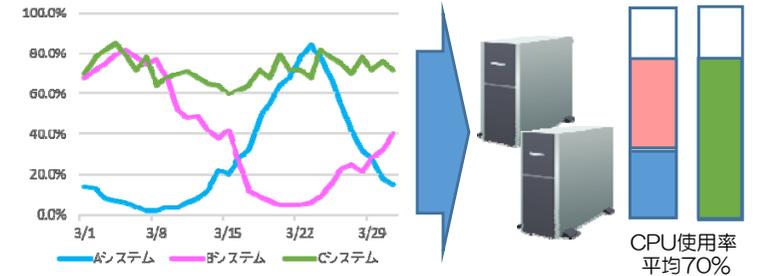
Bシステム

Cシステム

各システムごとにピークに応じたリソースを準備することが必要

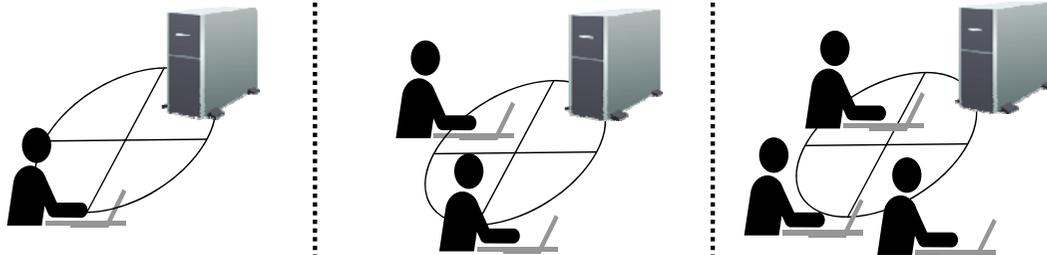


リソースの共用によるサーバ等の台数削減

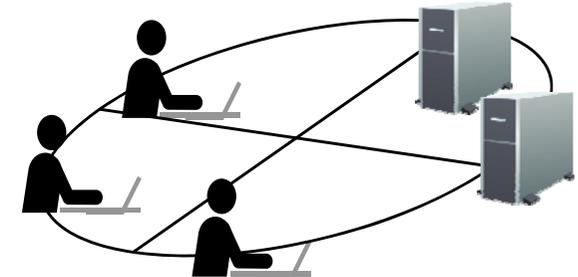


運用・監視体制

各システムごとに運用・監視体制を整備することが必要

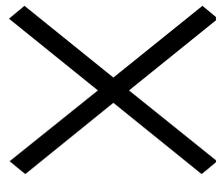


運用監視の一元化による運用要員の削減、監視強化



ファイアウォール等

各システムごとにファイアウォールの設置等が必要



設置なし



ファイアウォール設置



ウィルス対策

不正侵入対策

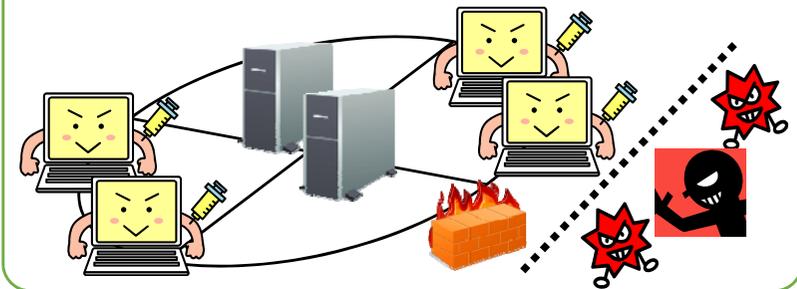


ファイアウォール設置



ウィルス対策

ファイアウォール等の統一的な整備による底上げ



政府共通プラットフォームに移行すること...

「府省共通システム」や「各府省が個別に整備・運用している中小規模のシステム」を中心に投資対効果を踏まえて集約化し、政府全体としてのシステム経費の効率化やセキュリティの向上を図るための一方策（他の方策例：システムの統廃合、民間クラウドの活用）

政府共通プラットフォームの経緯と推移

PF	運用経費 (実績) (億円)	システム数	システム数	運用経費削減額 (見込) (億円)		政府全体
				PF	PF以外	
<p>費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新を進める。この一環として、(中略)「政府共通プラットフォーム」により、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化を進める。(H22 IT戦略本部決定)</p> <p>原則として、すべての情報システムを対象に統合・集約化を図ることとする。(「政府共通プラットフォームの整備方針」H23 IT戦略本部決定)</p>	-	-	H22 ~ H24	1,450		
	H25.3~ PFの運用開始					
<p>業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021年度(平成33年度)を目的に原則全ての政府情報システムをクラウド化(IT国家創造宣言 H25 閣議決定)</p>	32.2 (H24補正繰越含む)	4	H25	1,238	0.1	26
<p>政府共通プラットフォームへの移行を進めるに当たっては、その投資対効果の検証を徹底する。(IT 国家創造宣言 工程表 H28 IT戦略本部決定)</p>	102.9 (H27補正繰越含む)	69	H28	880	28	333
<p>国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。(IT 国家創造宣言・官デ基本計画 H29. 5月閣議決定)</p>	(予算) 132.1	103	H29	770	32	424
	-	191	H30	556	34	519
	-	270	H33	451	30	1,099

H28時点の計画値であり、今後変動あり。
 ・システム数:H28『政府情報システム改革ロードマップ』(CIO連絡会議決定)
 ・運用経費削減額(PF):H28『政府情報システム投資計画』(CIO連絡会議決定)
 ・〃(PF以外):府省ごとのコスト削減計画を取りまとめたもの(H28.12時点)

基準年からの削減状況であり、主としてシステム統廃合により実現。基準設定後の新規システムはカウント外。以下同じ。

約4000億円
(PF含む全体の運用経費)

2018年度(平成30年度)までに**現在の情報システム数(2012年度(平成24年度):約1,500)を半数近くまで削減**するほか、(中略) **運用コストを圧縮する(3割減を目指す)**。(IT 国家創造宣言 H25 閣議決定)

H28『政府情報システム改革ロードマップ』等における見込みであり、今後、投資対効果を検証するので、減少する見込み。

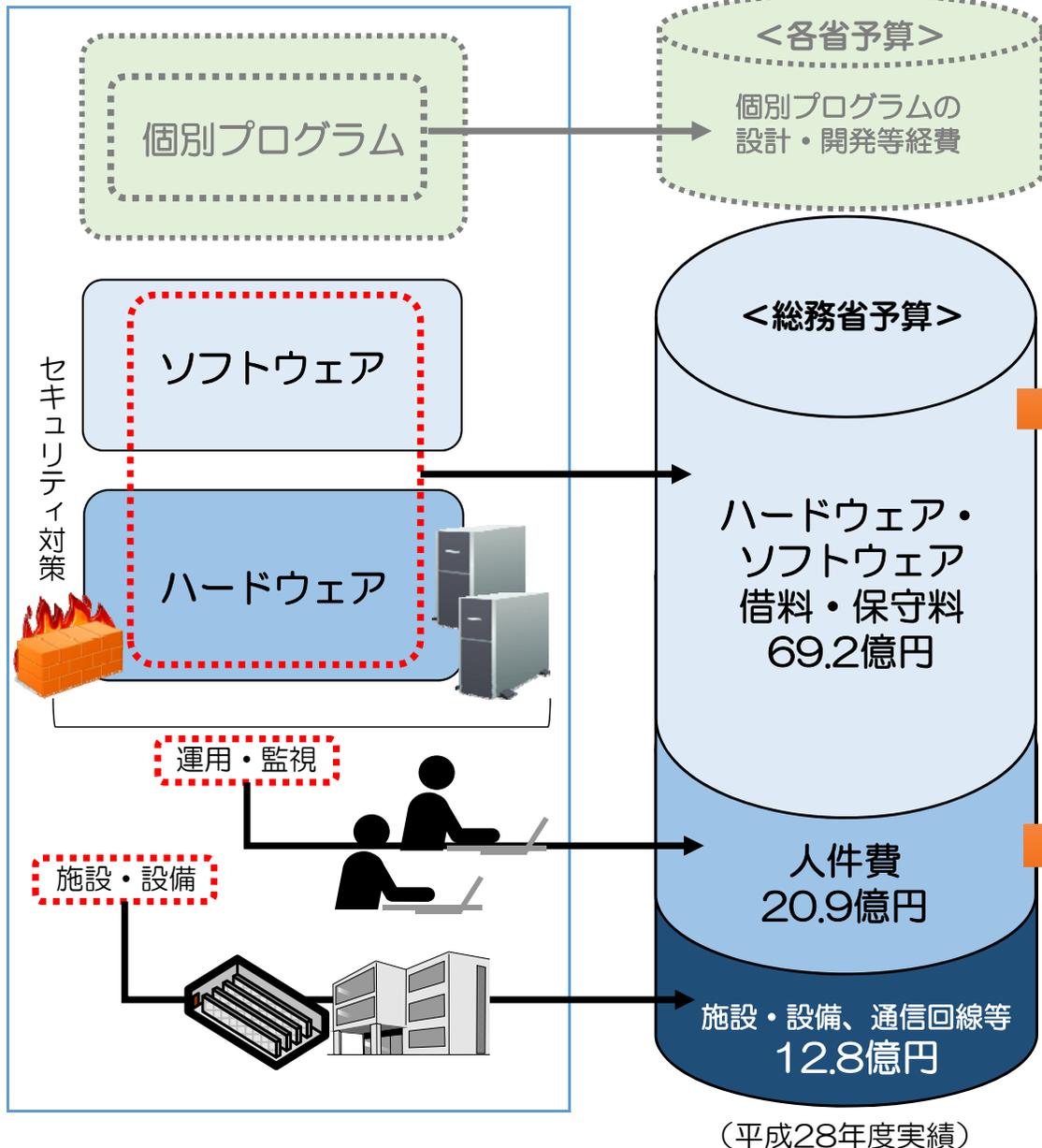
左記同様、今後変動。

政府共通プラットフォームの運用経費の見直しについて

システム構成イメージ

費用構造

見直しの視点



会計検査院による主な指摘事項 (H28.9)

- 運用経費の低減が図られているとは判断できない状況
- 仮想化技術の活用によるサーバ台数削減効果が認められない状況

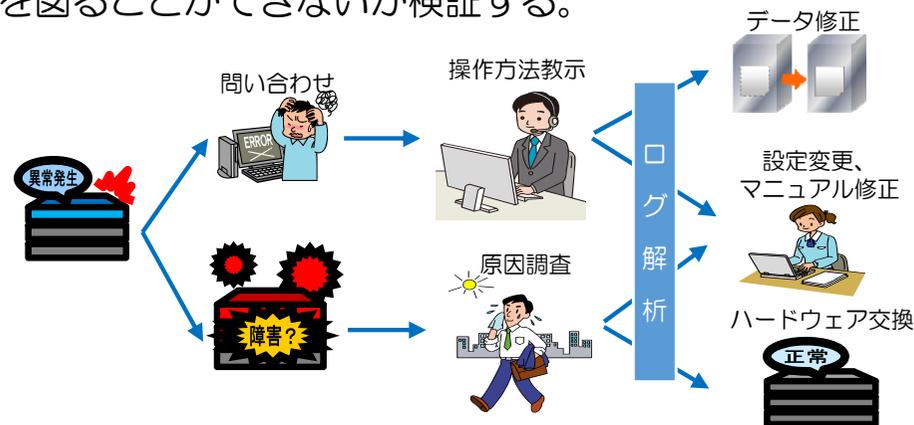
(これまで業務のピーク時にシステムが停止しないよう安定稼働を前提としてリソースを準備してきたが、運用開始から4年経過したことを踏まえ)

- 使用実績を確認することにより、サーバ等の共用が可能かどうか検証する。

(運用開始後のソフトウェアの機能向上を踏まえ)

- 現行ソフトウェアと同等他種を比較・検討し、より費用対効果の高いものに代替できないか改めて検証する。

- 事業者がどのような障害対応・問合せ等に対応したのか、対応に要した時間はどの程度か、どれだけの人員・手順で対応したのかなど詳細に把握・分析し、作業の効率化を図ることができないか検証する。



概算要求に向けてこれらの検証作業を実施し、各システムの更改や新規移行のタイミングで順次反映

会計検査院報告に対する要因及び対応整理

会計検査院の指摘	反省	対応（今夏までに行うこと）	対応（今後引き続き行うこと）
<p>政府共通プラットフォーム（以下「PF」）で半年以上稼働している21システムのPF運用等分担経費及び府省運用等経費（各府省負担分）については、全体として約9億円の低減</p> <p>一方、PF運用等共通経費（行政管理局負担分）は約44億円</p> <p>PF運用等共通経費は上記21システム以外のも含まれていることから単純比較できないものの、PF運用等共通経費を考慮すると、PF府省等運用経費（合計）の低減が図られていない状況</p>	<p>運用開始当初は、安定稼働を最優先してリソースを準備してきたため、統合・集約化にあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想化技術の活用が不十分なサーバが存在 移行システムのリソース要望についての精査が不十分 	<p>【PF基盤用の機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想化技術（※）の機能を強化し、1台の物理サーバから利用可能な仮想サーバの台数が増えるよう、設計変更を実施（26年度から実施） （※）1台の物理サーバの中に、複数の仮想サーバを設け、それぞれ独自に利用できるようにする技術 OSやミドルウェアの保守サポート期限の到来に伴う機器入替時に、仮想化技術を活用して、サーバ台数を削減（29年度調達） <p>これにより、28年度までに設置した全てのサーバ338台のうち、24年度・25年度分設置分の一部（59台）を対象として、22台削減</p>	
		<p>【移行システム（H29.4現在82）用の機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想化技術の機能を強化し、1台の物理サーバから利用可能な仮想サーバの台数が増えるよう、設計変更を実施（26年度から実施） 新規移行システムについて、移行前のCPU・メモリ等の使用状況に応じた適切なリソース規模とする方針を示し、それに沿って各府省の要望を精査（28年度要求から実施） 移行済システムについて、OSやミドルウェアの保守サポート期限の到来を契機として、PF上でのCPU・メモリ等の使用実績に基づき、リソース規模の最適化案を作成し、各府省と調整（30年度要求に向け、対象26システムのうち、12システムのリソース規模を縮小） 	
		<p>現状のソフトウェア保守費用（約10億円）の5割以上を占める運用管理ソフトウェアについて、PF上で1台が管理できるシステム数の実績や、導入後の技術革新等を踏まえ、必要となる機能や同等他種への代替可能性を改めて検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他のソフトウェアについて、費用削減の可能性を考慮しつつ、同様に検討
		<ul style="list-style-type: none"> 業務グループ（運用、保守、移行支援）ごとに、事業者がどれだけの人員・手順で対応したのかなど、業務フローを詳細に把握・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 業務グループごとに、作業手順の見直し、要員の適正配置を検証
<p>【サーバ台数の削減】</p> <p>38システムの移行前後のサーバ台数の増減状況をみると、サーバの性能等が異なるため、単純に比較できないものの、移行後のサーバ台数は349台と移行前の301台と比べ48台増加</p> <p>仮想化技術の活用によるサーバ台数削減効果が認められない状況</p>	<p>統合・集約化による経費節減の他、PFの目的である移行システムの機能向上、スケールメリット、セキュリティの底上げ効果があるが、これらを算出する情報を保有していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既にPFに移行したシステムからサンプルを抽出して、PFと同等のセキュリティや運用・監視体制の水準を個別に実現しようとした場合に要する経費を試算 サンプルの試算の算出方法を移行した全てのシステムに当てはめて、PFのセキュリティ向上、運用・監視体制の充実に係る効果を推計 	<ul style="list-style-type: none"> 【29年度中】PFのセキュリティ向上、運用・監視体制の充実に係る効果を織り込んだ投資対効果をとりまとめ、投資計画に反映

P F の効果に関する検討の方向

(P. 6より)

会計検査院の指摘	反省	効果	対応（今夏までに行うこと）	対応（今後引き続き行うこと）
P F 運用等共通経費は上記21システム以外の分も含まれていることから単純比較できないものの、P F 運用等共通経費を考慮すると、P F 府省等運用経費の低減が図られているとは判断できない状況	統合・集約化による経費節減の他、PFの目的である移行システムの機能向上、スケールメリット、セキュリティの底上げ効果があるが、これらを算出する情報を保有していない。	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・既にP Fに移行したシステムからサンプルを抽出して、P Fと同等のセキュリティや運用・監視体制の水準を個別に実現しようとした場合に要する経費を試算 ・サンプルの試算の算出方法を移行した全てのシステムに当てはめて、P Fのセキュリティ向上、運用・監視体制の充実に関する効果を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・【29年度中】P Fのセキュリティ向上、運用・監視体制の充実に関する効果を織り込んだ投資対効果をとりまとめ、投資計画に反映

①セキュリティの向上効果

既にP Fに移行したシステムについて、移行前のセキュリティ水準（監視体制、サイバー攻撃への対策）ごとにサンプルを抽出。当該システムが、P Fと同等のセキュリティ水準（24時間365日の有人監視、インターネットからの不正アクセスを検知・遮断するための機能等）を単独で実現しようとした場合と比較し、その差分を効果として推計。

②業務集約による「手間」の削減

各システムの基盤部分の調達、P Fへの集約により年度単位一件の調達で済むため、調達業務の手間を減らすことができる。

プログラムの不具合が見つかった場合のソフトの修正も、P Fへの集約により一つの作業で済むため、不具合対応の手間を削減することができる。

（同時に、行政管理局において各府省からの出向者を受け入れ、セキュリティ・IT人材の育成に寄与）

③リソースの共有による柔軟な再配分

P F上でサーバ等のリソースを共有することにより、通常、想定していない事態（例：HPに想定以上のアクセスが殺到）が予見される移行システムに対して、あらかじめリソースを多めに割り振ることができる。

→経費面での費用対効果に加え、これらの効果も試算して織り込み、「努力の方向」として設定（今後のレビューシートにも反映）

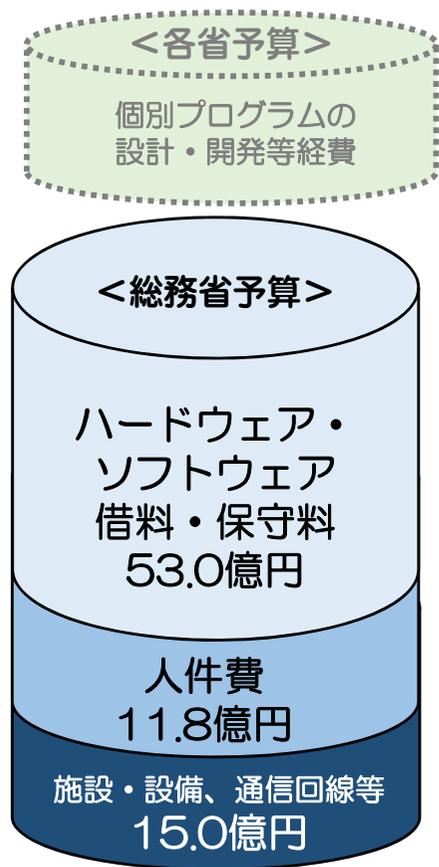
H27年度実績

H28年度実績

H29年度予算

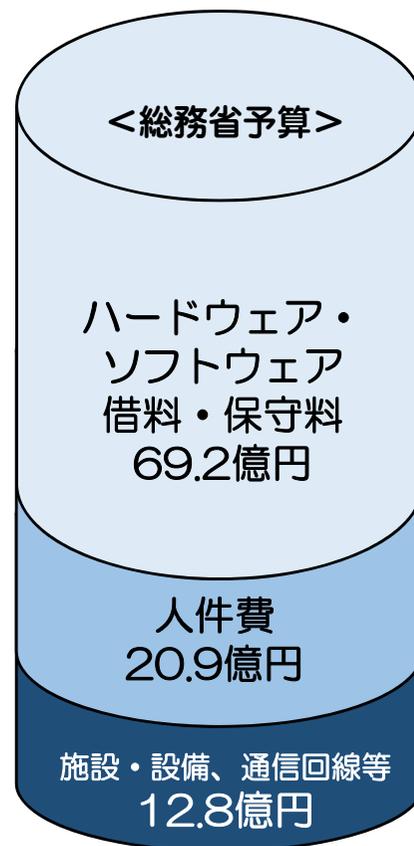
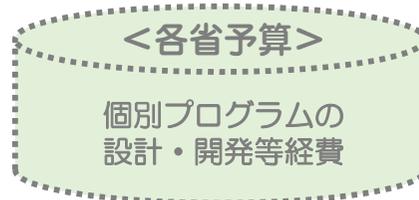
【会計検査院】
各省個別プログラムと
PF個別費用の減分：
9億円
(ただし21システム分)

【会計検査院】
PF共通費用：44億円
(ただし53システム分)



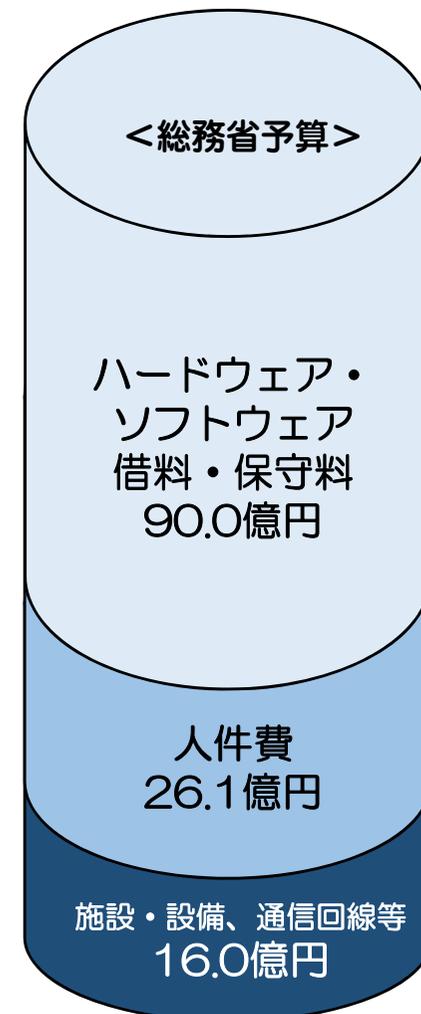
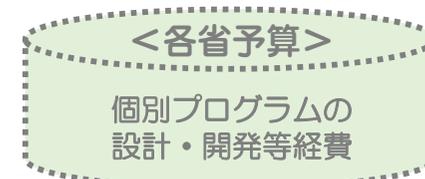
79.8億円
対象システム数：56

(H27年度末の移行済システム：40)



102.9億円
対象システム数：90

(H28年度末の移行済システム：69)



132.1億円
対象システム数：103

(H29年4月末の移行済システム：82)

政府共通プラットフォームの整備に係る設計・構築作業の調達における意見招請(仕様書)

23年4月5日～25日の意見招請期間中に事業者から寄せられた意見等とその対応

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
仕1	4-1		質問	調達仕様書	4	3.1 政府共通プラットフォームの位置付け、効果及び整備の進め方	仕様書上、「ライセンス一括購入等による運用コスト削減」とありますが、一括購入によるボリュームディスカウントの効果は同一製品で標準化することが前提となります。 政府共通プラットフォームで一括購入されるOS、ミドルウェア製品構成は、設計・構築のソフトウェア構成設計の中で選定した製品構成を元に、25年度以降の統合・集約化対象システム含めて各府省とご調整いただいた上で決定するとの認識でよろしいでしょうか。	—	お見込のとおりです。	—
仕2	9-39		意見	調達仕様書	5	3.2 ②統合・集約化対象システム間でサーバ等機器を共有しても、その稼働及び業務アプリケーションの利用に支障を来さない性能を備えるシステム構成。	各業務アプリケーション毎に必要な最大のリソース(CPU、メモリ等)容量は開札前に別途提示頂けますようお願いいたします。	本業務を請負い履行するうえでこれらの情報が必要となるため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	—
仕3	12-1		質問	調達仕様書	6	3.3.提供する機能等 (1)基盤機能	「基盤アプリケーション機能」の具体的な機能と、提供開始時期を教えてください。	—	基盤アプリケーション機能としては、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会最終報告書～政府共通プラットフォームの構築に向けて～」(平成22年4月)において、共通機能として記載されている認証機能等が該当しますが、現在検討中であることから、提供開始時期についてお示しすることはできません。	—
仕4	9-40		意見	調達仕様書	6	3.3(3) ③障害監視業務	障害監視とは、個々の業務APまでの監視となりますでしょうか？。共通PFにて利用する観点からは複数システム間で共通化できる監視内容、および基準を策定し、その内容を各個別システム側にて利用いただくイメージがよいと考えられますが、このような観点からのご提案でよいでしょうか？。また、個々の業務APの監視まで行う場合はアプリ保守業者様にて必要な改修をいただくことも想定されますが大丈夫ととらえてよろしいでしょうか？。	。共通PFにて利用する観点からは複数システム間で共通化できる監視内容、および基準を策定し、その内容を各個別システム側にて利用いただくイメージがよいと考えられます。 個々の業務APの仕様や実装はアプリ保守業者のみ変更可能であるため。	監視の範囲については、要件定義書3.1.4.を御参照下さい。 評価の視点については、入札公告時にお示しする評価基準書を御参照下さい。 なお、業務アプリケーションの改修については、お見込みのとおりです。	—
仕5	4-7		意見	調達仕様書・要件定義書	調達仕様書p6 要件定義書p15	【調】3.4.資源の提供範囲 【要】3.1.3政府共通プラットフォームが提供する環境及び資源の組み合わせ	政府共通プラットフォーム上で動作可能となる仮想サーバのゲストOSの種類やバージョンは限定されると考えます。そのため、必ず「仮想サーバ+OS」をセットで提供するパターンとなると考えるため、調達仕様書及び要件定義書上、「仮想サーバのみ」のCの組み合わせは削除すべきと考えます。	統合・集約化対象システムに対して、政府共通プラットフォーム上で動作可能なOSの種類やバージョンが限定されないこと運用及び保守に支障を及ぼすため。	仮想サーバとOSは必ずしもセットで提供する必要がないと考えており、パターンを用意しています。 具体的には、設計段階において検討します。	—
仕6	9-43		質問	調達仕様書	7	3.5 入札公示期間中に別途提示する。	①～④のシステムに追加されるシステムは、本調達の入札前に確定されるという解釈でよいでしょうか？。また、移行するシステムについてのスケジュールは明確になるという解釈でよいでしょうか？。	—	各統合・集約化対象システムの移行時期の目安については、統合・集約化対象システムを別途御提示する際に併せて御提示することを想定していますが、具体的な移行スケジュール等は、設計・構築段階の移行支援作業において、明確化していくことを想定しています。 なお、調達仕様書上、「入札公告期間中に別途提示」と記載していますが、入札公告時に提示することとします。	—
仕7	7-1		意見	調達仕様書	7	3.5. 統合・集約化対象システム	「なお、平成24年度の統合・集約化について調整が整ったその他のシステム及び平成25年度以降の統合・集約化対象システムについては、総務省行政管理局行政情報システム企画課(以下「主管課」という。)が入札公告期間中に別途提示する。」とされているが、想定される統合・集約化対象システムの具体的な内容は、政府共通プラットフォームとして担保すべき機能、性能、可用性、拡張性、運用・保守等の設計要件の根幹を成すため、入札公告までに確定し入札仕様書に明記していただきたい。	想定される統合・集約化対象システムの具体的な要件なくして適切かつ必要十分な提案及び見積を実施できないため。 また、入札公告期間中に別途提示されたのでは、入札提案検討期間が短縮され、提案が間に合わなく恐れがあるため。	統合・集約化対象システムについては、ご提案等の作成等に反映されるよう、貴見を踏まえ、入札公告時に提示することとします。	—
仕8	4-9		意見	調達仕様書	7	3.4.資源の提供範囲	「25年度移行の統合・集約化対象システムについては、(中略)入札公告期間中に別途提示する」とありますが、設計・開発規模の条件をあわせるためには、24年度の統合・集約化対象システム含め、各システムの政府共通プラットフォームへの搭載を前提とした移行条件、運用条件、性能条件、信頼性条件(業務継続条件)などの責任分界や詳細情報を入札公告時に提示いただく必要があります。	統合・集約化対象システムの左記などの項目は、設計・開発作業の中で各システム条件によって大きく規模が異なってくることから、各社で想定条件が異なる提案や規模見積もりとなることが予想されるため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。 なお、責任分界については、設計段階で具体化していきます。	—

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
仕9	6-1		意見	調達仕様書	7	3.5 統合・集約化対象システム	移行予定の情報システムの現行の性能、さらに今後追加される情報システムおよび現行の性能についてご教授いただきたい。	最小限必要な機器構成を把握するとともに、今後の拡張によりどの程度の規模拡大の可能性があるかを把握し、十分な施設・設備の確保が可能か検討する必要があるため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕10	8-2		質問	調達仕様書	7	3.5 統合・集約化対象システム	平成24年度分の4つのシステム、別途提示される追加の対象システムに共通して、移行対象となる現行システムの構成情報などは入札公示期間中に別途提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕11	9-41		意見	調達仕様書	7	3.5 また、現時点において平成24年度に統合・集約される予定の情報システムは次の通りある。①電子掲示板システム、……	平成24年度に統合・集約化される①～④のシステム及び平成25年度以降の統合・集約予定のシステムの情報を具体的に提示願います。また、あわせて統合・集約予定のシステムのOS、ミドルウェアの種類と必要なデータ量、メモリサイズ、CPUスペックを入札前の段階でご教えてください。	本調達における、設計・構築を実施するためには、平成24年度に統合・集約化される①～④のシステム及び平成25年度以降の統合・集約予定のシステムの情報が入札前に必要となるため、また、責任分解点を明確にするためにも、業務アプリケーション側で必要な資源をサイジングして頂くことが重要と考えるため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕12	9-42		意見	調達仕様書	7	3.5 また、現時点において平成24年度に統合・集約される予定の情報システムは次の通りある。①電子掲示板システム、……	上記に関連して、統合・集約化されるシステムにおいて、将来拡張される処理量、および将来統合されるシステムの前提条件を明確にご教えてください。	統合・集約化される予定以外に初期構築段階でどれだけの拡張性をもたせて設計・構築を実施するかが不明であると、作業工数を算出することができないため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕13	13-1		意見	調達仕様書	7	3.5 統合・集約化対象システム	統合・集約化対象システムには①電子掲示板システム、②電子文書交換システム、③eラーニングシステム、④情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースシステムがあげられておりますが、各システムの仕様や内容について記載をお願いします。たとえば参考情報として、現行システムの機器仕様、利用者人数、トランザクションの発生状況(秒あたり、年間合計等)データ容量等の情報を、開示されてはいかがでしょうか。	適切な作業量見積りを算出するため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕14	8-1		質問	調達仕様書	7	3.5 統合・集約化対象システム	今回の対象システムは平成24年度分の4つのシステムとなっております。追加の対象システムは入札公告期間中に別途提示されるとありますが、平成25年以降に統合・集約化されるシステムに関して、移行スケジュールや設計構築事業者が必要となる作業についても、あわせてご提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-
仕15	2-1		質問	調達仕様書	8	3.6 整備スケジュール(予定)等	(d)施設・設備賃貸借事業者と(e)運用事業者の調達は、分離調達よりも一括調達の方が、コスト抑制、災害対策など可用性が期待できると考えられますが、調達方針についての検討状況をご教授ください。		本プロジェクトは、政府で決定した「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の対象となっており、当該指針に基づき対応しているものです。また、同指針を受けた全体の調達計画については、「政府共通プラットフォーム調達計画書」において記載していますので、ご参照下さい(ホームページ掲載済み。)	-
仕16	1-1		質問	調達仕様書	8	3.6 整備スケジュール(予定)等	設計・構築業務の役務の期間は契約開始の日時から平成25年3月31日までと理解してよろしいでしょうか。 役務の期間の具体的な日付が見当たらなかったため質問させて頂きました。		貴見のとおりです。貴見を踏まえ、請負期間を調達仕様書に追記します。	3.7 本調達の契約期間 契約開始から平成25年3月31日まで。
仕17	9-45		質問	調達仕様書	8	3.6 表3-1 整備スケジュール	設計フェーズにおける機器・ソフトウェア調達業者及び施設・設備賃貸借業者の作業期間(c.d)が構築フェーズ直前の1ヶ月にも満たない期間となっております。各業者の本Pへの参画は上記期間からとなりますでしょうか？また、スケジュール策定の意図を提示願います。		機器及びソフトウェアパラメータ設定に必要な情報については、機器・ソフトウェア賃貸借事業者に提案時に原案を作成していただくことを想定しています。また、フロアレイアウト図についても、施設・設備賃貸借事業者に提案時に原案を作成していただくことを想定しています。このため、調達仕様書の整備スケジュール(予定)等にお示したスケジュール期間内に実施可能と考えます。	-

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
仕18	4-10		意見	調達仕様書・要件定義書	調達仕様書p8 要件定義書p10	【調】3.6.整備スケジュール(予定)等 【要】2.1.1 政府共通プラットフォームの全体スケジュール	調達仕様書及び要件定義書上、電子文書交換システムなどの四システムについてはH25年1月本番運用開始とされていますが、その移行期間が政府共通プラットフォームの設計・構築のテスト期間と重複しているように見受けられることから、全体スケジュールにおいて、設計・構築のテスト期間と線が被らない統合・集約化対象システムの政府共通プラットフォーム上での移行検証期間を設けるべきと考えます。	政府共通プラットフォーム側の本番環境の提供時期や統合・集約化対象システムの移行支援期間については、統合・集約化対象システム側の整備スケジュール条件が影響するため、設計開始前にスケジュールを明確にしておく必要があるため。	政府共通プラットフォームの提供資源には、業務アプリケーションが含まれていないことから、政府共通プラットフォームのテストだけでは、システムの運用開始に必要なすべてのテストを完了させることができないと考えているところです。このため、御指摘の「整備スケジュール(予定)等」においては政府共通プラットフォームの「テスト」と統合・集約化対象システムの「移行」の期間を重ねて記述しています。具体的なスケジュールについては、設計段階において設計・構築事業者等と調整して参ります。	
仕19	9-44		質問	調達仕様書	8	3.6 表3-1 整備スケジュール	表中の移行支援の項目について、本調達範囲内とされておりませんが、平成25年の何月に本支援作業は完了となる想定でしょうか？		設計・構築等作業の請負期間は、平成24年度末までとなります。	
仕20	8-3		質問	調達仕様書	8	3.6.整備スケジュール(予定)等	設計構築事業者は、今後調達が予定されている①機器・ソフトウェア賃貸借、②施設・設備賃貸借、③運用、④移行支援、⑤情報システム監査のそれぞれについては、応札資格がなくなりますでしょうか。		⑤を除き、貴見のような制約制限は想定していません。	
仕21	1-2		質問	調達仕様書	9	4.2.設計作業	施設・設備に関する設計も本業務にて行うものと認識していますが、立地条件や建物条件に関する設計作業について記載がありませんでした。これらの作業は本調達においては、行わないものと理解して宜しいでしょうか。		貴見のとおりです。	
仕22	4-11		意見	調達仕様書・要件定義書	調達仕様書p9 要件定義書p10	【調】3.6.整備スケジュール(予定)等 【要】2.1.1 政府共通プラットフォームの全体スケジュール	調達仕様書及び要件定義書に記載されている全体スケジュールにおいて、機器・ソフトウェア賃貸借と施設・設備賃貸借の開始が同時期になっていますが、施設・設備賃貸借の設備工事後に機器・ソフトウェア賃貸借の導入設定が開始される線にすべきと考えます。	施設・設備が整備された後でないと、機器搬入及び導入設定が開始できないため。	施設の工事が完了しないと実施できない作業については、施設工事完了後に実施することを想定していたところですが、作業工程明確化のため、表3-1のスケジュールを一部修正します。	表3-1「整備スケジュール(予定)」 「導入設定」を「手配」に訂正。 「テスト」を「導入設定・テスト」に訂正。
仕23	1-3		質問	調達仕様書	9	4.2 設計作業	機器・ソフトウェア賃貸借は別調達となっていると理解しておりますが、機器・ソフトウェア賃貸借の調達仕様書は本調達の納入成果物となる平成23年10月31日納品分の方式設計書に基づいて行われると理解して宜しいでしょうか。 「政府共通プラットフォームの整備(設計・構築段階)に係る工程管理支援作業の調達」調達仕様書(案)に納入成果物である機器・ソフトウェア賃貸借の仕様書(案)の納入日が平成23年10月31日となっており、納入日が同じであることから、設計に基づいた機器の調達が行われない可能性があります。方式設計書と機器・ソフトウェア賃貸借の仕様書(案)の納入日は別日付であるのが望ましいと考えます。		お見込のとおり、機器・ソフトウェア賃貸借の調達仕様書は、方式設計書に基づいて作成する予定ですが、方式設計書の作成に当たっては、工程管理支援事業者も密接に関わって作業を進めていく必要があると考えており、工程管理支援事業者も方式設計書の内容について検討段階から知らる立場にあると考えます。このため、方式設計書の作成と調達仕様書の作成は、並行して作業することを想定しており、同時期の納品日としていたところ。	
仕24	9-46		質問	調達仕様書	9	4 次の作業に関連して生じる課題を解決するにあたり、主管課に対して随時必要な支援を行うこと。	左記記述の詳細内容が4. 1、4. 2項と続きます。方式設計に関わる書類を機器・ソフトウェア賃貸業者、及び施設・設備賃貸業者へ示したのち、迅速な回答を機器・ソフトウェア賃貸業者、及び施設・設備賃貸業者に求めることとなりますが、本工程における遅延は本調達業者の責任外ととらえてよいでしょうか？		原則として、設計・構築事業者の責任になると考えています。	
仕25	9-47		質問	調達仕様書	10	4.2 イ.機器構成設計	機器・ソフトウェア調達業者で調達する機器は、本調達業者にて実施した機器構成設計にそって調達されるとの認識でよろしいでしょうか？		お見込のとおり、機器・ソフトウェア賃貸借の調達仕様書は、方式設計書に基づいて作成する予定です。	
仕26	9-48		質問	調達仕様書	10	4.2 イ.機器構成設計	機器・ソフトウェア賃貸借事業者確定後に機器・ソフトウェア構成が確定とありますが、本調達の入札のまえに確定予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示しているのとおりです。	
仕27	9-49		質問	調達仕様書	10	4.2 ウ.機器パラメータ設計	機器・ソフトウェア賃貸借事業者提示の機器パラメータ設定案を基に、機器パラメータ設計書を作成とありますが、本調達の入札のまえに提示予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示しているのとおりです。	
仕28	9-50		質問	調達仕様書	10	4.2 ウ.機器パラメータ設計	機器・ソフトウェア調達業者提示の機器パラメータ設定案に基づき設計書を作成とありますが、本調達業者と上記業者の責任分界点はどこにありますでしょうか？。また、パラメータ案とは、どのような情報をもとに作成されるのでしょうか？。設定案の是非の判断は誰がどのように決めるのでしょうか？。		設計・構築事業者が実施した設計に基づき、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が機器及びソフトウェアパラメータ設定案を作成することとしています。設計案の妥当性は、設計・構築事業者に確認及び判断していただくことを想定しています。	

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
仕29	9-51		質問	調達仕様書	10	4.2 エ.ソフトウェア構成設計	機器・ソフトウェア賃貸借事業者で調達するソフトウェアは、設計・構築業者にて実施したソフトウェア構成設計にそって調達されるとの認識でよろしいでしょうか？		お見込みのとおりです。	-
仕30	9-52		質問	調達仕様書	10	4.2 エ.ソフトウェア構成設計	機器・ソフトウェア賃貸借事業者確定後に機器・ソフトウェア構成が確定とありますが、本調達の入札のまえに確定予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示ししているとおりです。	-
仕31	9-53		質問	調達仕様書	10	4.2 オ.ソフトウェアパラメータ設計	機器・ソフトウェア賃貸借事業者提示のソフトウェアパラメータ設定案を基に、ソフトウェアパラメータ設計書を作成とありますが、本調達の入札のまえに提示予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示ししているとおりです。	-
仕32	9-54		質問	調達仕様書	10	4.2 オ.ソフトウェアパラメータ設計	機器・ソフトウェア調達業者提示のソフトウェアパラメータ設定案に基づき設計書を作成とありますが、本調達作業者と上記業者の責任分界点はどこにありますでしょうか？。また、パラメータ案とは、どのような情報をもとに作成されるのでしょうか？。設定案の是非の判断は誰がどのように決めるのでしょうか？。		設計・構築事業者が実施した設計に基づき、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が機器及びソフトウェアパラメータ設定案を作成することとしています。 設計案の妥当性は、設計・構築事業者に確認及び判断していただくことを想定しています。	-
仕33	9-55		質問	調達仕様書	10	4.2 カ.ラック内機器配置設計	当該納期までに機器・ソフトウェア調達業者から「ラック内機器配置案」を頂けると考えてよろしいでしょうか？。		お見込みのとおりです。	-
仕34	9-56		質問	調達仕様書	11	4.2 キ.ラック間配線設計	機器・ソフトウェア賃貸借業者及び施設・設備賃貸借業者が作成したラック間配線案を確認し、ラック間設計書を作成とありますが、本調達の入札のまえに提示予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示ししているとおりです。	-
仕35	9-57		質問	調達仕様書	11	4.2 ク.フロア設計要件の提示	施設・設備賃貸借業者が作成したフロアレイアウト案を確認し、フロア設計書を作成とありますが、本調達の入札のまえに提示予定時期をご教示ください。		調達仕様書の3.6.整備スケジュール(予定)等にお示ししているとおりです。	-
仕36	4-25		意見	調達仕様書	11	【調】4.2.設計作業(1)セキュリティ設計 【要】8.4.3.統一基準に基づく要件(7)情報セキュリティについての機能(p.69)	調達仕様書上、「認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理、暗号、電子証明等のセキュリティ設計作業を実施し」とあり、要件定義書には「各府省業務アプリケーションの主体認証は、職員等利用者共通認証基盤(GIMA)の利用を基本とする」としていることから、調達仕様書11ページに「職員の認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理についてはGIMAを前提とする」と追記すべきと考えます。	セキュリティ設計について関連するシステムがある場合には同システム要件も踏まえたうえで実施する必要があります	要件定義書における御指摘の「各府省業務アプリケーションの主体認証は、職員等利用者共通認証基盤(GIMA)の利用を基本とする」の記述は、業務アプリケーションに関するものです。 一方、調達仕様書における御指摘の「認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理、暗号、電子証明等のセキュリティ設計作業を実施し」の記述は、政府共通プラットフォーム自体の情報セキュリティに関するものです。 このため、原案のとおりとします。	-
仕37	6-2		質問	調達仕様書	11	4.2.設計作業(1)方式設計(方式設計書の作成)各種命名基準及び付与基準の策定	「ネットワーク担当者」とありますが、相談先はどの担当府省でしょうか。		調達仕様書4.2.設計作業(1)ア(10頁)をご参照下さい。	-
仕38	9-58		質問	調達仕様書	12	4.3 次のとおり政府共通プラットフォームの構築作業及び構築に付随する作業を実施し	導入機器のラックマウントやケーブル配線作業は施設・設備賃貸借業者担当との認識でよろしいでしょうか？		機器・ソフトウェア賃貸借事業者又は施設・設備賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕39	13-2		質問	調達仕様書	12	4.3.構築作業(1)ラック設置	ラック設置を行うのは施設・設備賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、施設・設備賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕40	13-3		質問	調達仕様書	12	4.3.構築作業(2)構内LANネットワーク構築	構内LANネットワーク構築を行うのは機器・ソフトウェア賃貸借事業者でしょうか。施設・設備賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、機器・ソフトウェア賃貸借事業者及び施設・設備賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕41	13-4		質問	調達仕様書	12	4.3.構築作業(3)機器構築	機器構築を行うのは機器・ソフトウェア賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕42	13-5		質問	調達仕様書	13	4.3.構築作業(4)ソフトウェア導入	ソフトウェア導入を行うのは機器・ソフトウェア賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕43	13-6		質問	調達仕様書	13	4.3.構築作業(5)機器パラメータ設定	機器パラメータ設定を行うのは機器・ソフトウェア賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕44	13-7		質問	調達仕様書	13	4.3.構築作業(6)ソフトウェアパラメータ設定	ソフトウェアパラメータ設定を行うのは機器・ソフトウェア賃貸借事業者でしょうか。設計・構築事業者でしょうか。	-	御指摘の点については、設計・構築事業者の指示の下、機器・ソフトウェア賃貸借事業者が実施することを想定しています。	-
仕45	13-8		意見	調達仕様書	13	4.4.テスト(2)テスト実施 ア 初期動作テスト	設計・構築事業者が行う「支援」の内容を具体的に記載していただくようお願いいたします。	適切な作業量見積りを算出するため。	機器・ソフトウェア賃貸借事業者からの設計情報に関する質問への回答等を想定しています。	-
仕46	6-3		意見	調達仕様書	14	4.5.移行支援	設計・構築事業者主体で支援するにあたり、対象システムの改修等の開発作業は伴わないことを追記していただきたい。	支援内容の範囲を明確にするため。	移行支援の内容については、要件定義書11.3.3.において明確化されているものと考えています。 このため、原案のとおりとします。	-
仕47	13-9		質問	調達仕様書	14	4.5.移行支援(2)移行支援実施書	「主管課に必要となる移行支援計画」とは、主管課が行う統合・集約化対象システムに対する「移行支援」について、設計・構築事業者が計画すること、との意図でしょうか。	-	お見込みのとおりです。	-

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案		
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由	
仕48	9-59		質問	調達仕様書	14	4.5(2) 移行支援実施書をシステムごとに作成すること	移行対象の個々のシステムについて、移行に必要な作業要件を本調達の範囲で作成するという意味でしょうか。共通PFにて利用する観点からは共通的に利用できる移行手順を示し、その内容に移行方法もあわせるようにすべきと考えますが、そのような方針でよろしいでしょうか。また、この場合、各個別システム側で移行に伴い必要となる対応は移行元の負担により、主体的に実施されることという解釈でよいでしょうか。		移行支援作業の内容等について、要件定義書11.移行要件定義にお示しておりますので、御参照下さい。	-	
仕49	13-10		質問	調達仕様書	14	4.5.移行支援(5)本番移行の支援及び報告書の作成	「～管理者権限の引渡しを受けること。」とありますが、管理者権限とは具体的にどのような権限でしょうか。引渡しによって、どのような作業が設計・構築事業者に引き渡されるのでしょうか。		御指摘の点については、8.情報セキュリティ要件定義の8.4.3.(7)②において、権限管理について記載していますので、御参照下さい。また、要件定義書11.移行要件定義において、管理者権限の引き渡しをもって本番運用開始と定義しています。	-	
仕50	9-60		質問	調達仕様書	14	4.5(5) 移行作業の実施結果を主管課に報告	本調達の履行期限は、平成25年度に移行される個別システムの移行が完了したときを示すのでしょうか。後から移行されてくるシステムへのサポートは運用業務(本調達役務外)にて行うことであれば問題ございません。		本調達の請負期間については平成24年度末を想定しています。その後の移行支援作業は別途調達することを想定しています。	-	
仕51	12-2		質問	調達仕様書	15	4.7.教育訓練(1)教育訓練計画の策定及び実施	教育実施場所及び機材(プロジェクタ等)は、応札者が準備するものでしょうか。貴省にて準備いただくものでしょうか。		実際の運用管理端末や運用・保守要領等を利用して教育訓練を実施する場合は、運用管理室において教育訓練を実施していただくことを想定しています。上記以外の場合は、設計・構築事業者により場所及び機材を用意していただくことを想定しています。	-	
仕52	9-61		意見	調達仕様書	16	4.8 主管課と協議の上、政府共通プラットフォームが備えるサービスレベル(項目及び指標)を定めたSLA(案)を作成し、その内容を運用・保守要領のサービス指標管理要領に反映すること。	統合・集約化される予定のシステムに要求されるサービスレベルを入札までにご教示いただけますようお願いいたします。	統合・集約化される予定のシステムに要求されるサービスレベルが明確でなければ、仕様書で要求されるサービスレベル(項目及び指標)を定めたSLA(案)を作成できないため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示する予定ですが、ここでは、設計段階において、各統合・集約化対象システムから情報を収集しつつ、SLA案の作成を求めているため。	-	
仕53	11-1		質問	調達仕様書	16	5.1.納入成果物	納入成果物に設計書やテスト結果報告書が含まれておりますが、クラウドサービス利用の場合も必要でしょうか。	クラウドサービスの設計書等は、原則的に非公開であるため。	クラウドサービスが何か不明ですが、本件は、民間のクラウドサービスの利用は想定していません。	-	
仕54	13-11		質問	調達仕様書	19	5.2.納入方法(3)	「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」のバージョンは問わないとの理解でよろしいでしょうか。		貴見を踏まえ修正します。	5.2.納入方法(略) (3)電子媒体による納入について、文書、図画等は「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」(可能な限り最新のバージョンに近いもの。)を使用して作成し、必要に応じてPDF形式で納入すること。ただし、主管課が他の形式を指定した場合はこの限りではない。	-
仕55	9-62		質問	調達仕様書	19	5.3 平成25年3月22日に納入すること	左記期日が検収日となる想定でしょうか。平成25年度に行う移行支援作業は、別契約(運用)にて行うことでありましたら問題ございません。		本調達の請負期間については、調達仕様書において、明記します。移行支援作業についてはお見込のとおりです。	-	
仕56	12-3		質問	調達仕様書	20	6.1.進捗よく管理等	「政府共通プラットフォームの整備(設計・構築段階)に係る工程管理支援作業の調達」の9ページ4.2.(1)進捗管理支援においては、工程管理支援事業者が隔週(必要に応じて毎週)で定例進捗よく会議を開催することとしているが、本要件で定例進捗よく会議は毎週の開催となっております。定例進捗よく会議の開催頻度を教えてください。		本調達仕様書案のとおり、週次で実施する予定です。なお、工程管理支援作業の調達仕様書案においては、必要に応じ毎週をしており、少なくともプロジェクト開始当初は当該記載を適用させていただきたく予定です。	-	
仕57	12-4		質問	調達仕様書	20	6.3.標準管理要領への準拠	「主管課が別途提示する標準管理要領」は応札前に開示されるものでしょうか。		まず工程管理支援事業者が標準管理要領(案)を作成の上、主幹課に提出していただき、主幹課が標準管理要領を決定します。設計・構築事業者には、決定後、標準管理要領をお示しすることを想定しています。	-	
仕58	13-12		質問	調達仕様書	20	6.3.標準管理要領への準拠	「標準管理要領」は入札公告時には開示していただくようお願いいたします。	適切な作業量見積りを算出するため。	まず工程管理支援事業者が標準管理要領(案)を作成の上、主幹課に提出していただき、主幹課が標準管理要領を決定します。設計・構築事業者には、決定後、標準管理要領をお示しすることを想定しています。したがって、標準管理要領(案)の作成は、工程管理支援の請負事業者が行うこととなります。	-	
仕59	3-1		意見	調達仕様書	21	7.応札条件 7.1.事業者の条件(3)	「事業者を対象として、……情報処理サービス企業台帳に掲載されていること。」との事業者条件は削除するようお願いいたします。	「SI(システムインテグレータ)登録制度及びISO認定(特定システムオペレーション企業等認定)制度については、平成23年3月31日付け経済産業省告示第五十六号をもって廃止となりました。」(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/si_so/)ので、削除したほうがよろしいかと思います。	貴見のとおり削除します。	-	

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
仕60	13-13		意見	調達仕様書	21	7.1.事業者の条件(3)	「情報処理サービス企業等台帳に関する規則(昭和47年11月17日通商産業省告示第595号)」は、経済産業省告示第56号により廃止されましたので、応札条件からも削除していただくようお願いいたします。	制度廃止のため。	貴見のとおり削除します。	—
仕61	14-2		質問	調達仕様書	21	7. 応札要件	「(3)事業者を対象として、情報処理サービス企業等台帳に関する規則(昭和47年11月17日通商産業省告示第595号)第9条に基づく「登録」を受け、その名称等が情報処理サービス企業台帳に掲載されていること。」と記載がありますが、本制度は、平成22年3月31日に「経済産業省告示第56号 情報処理サービス企業等台帳に関する規則等を廃止する告示を次のように定める。」とされていますので平成23年度登録企業はないものと考えて宜しいでしょうか。		貴見のとおり削除します。	—
仕62	15-57		意見	調達仕様書	21	7.応札条件 (3)	「情報処理サービス企業等台帳に関する規則」の項目を削除した方がよいと考えます。	情報処理サービス企業等台帳に関する規則等が平成23年3月31日に廃止されているため。	貴見のとおり削除します。	—
仕63	4-35		意見	調達仕様書	22	7.3. プロジェクトマネージャ及びグループリーダーの条件	調達仕様書において、「サーバシステム(サーバ台数100台以上の基盤システム)構築の実施責任者としての実績又は能力を有すること」とありますが、100台の根拠が不明のため、政府共通プラットフォームの特性を考慮し「政府系基盤システム構築の実施責任者としての実績又は能力を有すること」という記載にすべきと考えます。	プロジェクトマネージャとしての能力は必ずしも経験したシステム規模(サーバ台数等)に依存するものではないため。	サーバ台数については、本プロジェクトの重要性を鑑み、主管課が管理する大規模システムを基本として設定したのですが、貴見を踏まえ修正します。	7.3. プロジェクトマネージャ及びグループリーダーの条件(略) (2)プロジェクトマネージャは、クラウドサービス提供を行うに当たっての構築の主要メンバーとして携わった実績又は能力を有すること。
仕64	9-63		意見	調達仕様書	22	7.3(2) プロジェクトマネージャはサーバシステム(サーバ台数100台以上の基盤システム)構築の実施責任者としての実績又は能力を有すること	サーバ台数100台以上とする根拠をご教示頂けませんでしょうか。共通PFにて移動する規模相当の経験を有することで問題ないのではと考えております。	プロジェクトマネージャに求められる能力の意図が不明確であるため。	サーバ台数については、本プロジェクトの重要性を鑑み、主管課が管理する大規模システムを基本として設定したのですが、貴見を踏まえ修正します。	7.3. プロジェクトマネージャ及びグループリーダーの条件(略) (2)プロジェクトマネージャは、クラウドサービス提供を行うに当たっての構築の主要メンバーとして携わった実績又は能力を有すること。
仕65	9-64		質問	調達仕様書	23	7.4(2) 本調達仕様書に基づく～	ア)～キ)記載の要件は一人で全て満たしている必要がありますでしょうか？それとも、PJメンバー複数人で満たせばよろしいでしょうか？		本件に係る設計・構築事業者の体制内の複数名で満たしていただければ結構です。なお、貴見を踏まえ修正します。	本調達仕様書に基づく作業を実施する要員のうち少なくとも一人は次に掲げる条件を満たすこと。全員で次に掲げる要件を満たすこと。
仕66	13-14		質問	調達仕様書	23	7.4.要員の条件(2)	ア～キのすべての条件を満たす要員が、少なくとも一人含まなければならないのでしょうか。	—	本件に係る設計・構築事業者の体制内の複数名で満たしていただければ結構です。なお、貴見を踏まえ修正します。	本調達仕様書に基づく作業を実施する要員のうち少なくとも一人は次に掲げる条件を満たすこと。全員で次に掲げる要件を満たすこと。
仕67	12-5		質問	調達仕様書	23	7.4.要員の条件(2)	要員に対する要件である「情報処理技術者(情報セキュリティ)」は、「情報処理技術者(情報セキュリティスペシャリスト)」を指すか。また、本要件は平成20年以前に実施の情報処理技術者試験(以下、本項において「旧試験」という。)による「情報処理技術者(テクニカルエンジニア(情報セキュリティ))」又は「情報処理技術者(情報セキュリティアドミニストレータ)」でも可能でしょうか。他の情報処理技術者についても旧試験の相当資格でも可能でしょうか。	—	貴見を踏まえ修正します。	7.4.要員の条件(略) (2)本調達仕様書に基づく作業を実施する要員のうち少なくとも一人は次に掲げる条件を満たすこと。(略) オ 情報処理技術者(情報セキュリティスペシャリスト)、CISSP(Certified Information Systems Security Professional)の資格又はこれらと同等の資格を有すること。
仕68	13-15		質問	調達仕様書	23	7.4.要員の条件(2) オ	「情報処理技術者(情報セキュリティ)」は、「情報処理技術者(情報セキュリティスペシャリスト)」でしょうか。	—	お見込みのとおりです。貴見を踏まえ修正します。	7.4.要員の条件(略) (2)本調達仕様書に基づく作業を実施する要員のうち少なくとも一人は次に掲げる条件を満たすこと。(略) オ 情報処理技術者(情報セキュリティスペシャリスト)、CISSP(Certified Information Systems Security Professional)の資格又はこれらと同等の資格を有すること。
仕69	9-65		質問	調達仕様書	23	7.4(2) 力 情報処理技術者(システムアーキテクト)の資格を有すること。	システムアーキテクトは旧資格で代用は可能でしょうか？情報処理技術者試験は内容が変遷しているが、旧試験と同等の内容を引き継いで新試験になっていると考えております。		貴見を踏まえ修正します。	7.4(2) 力 情報処理技術者(システムアーキテクト)の資格又はこれと同等の資格を有すること。
仕70	9-66		質問	調達仕様書	24	7.5.(6) 応札を前提とする	閲覧した場合には応札が必須になるのでしょうか？応札判断をしていくなかで資料閲覧などをとするケースがあると想定しております。		御指摘のとおり、閲覧をされる際には、応札が前提となります。	—
仕71	13-16		意見	調達仕様書	25	8.3.制約事項(2)再委託契約の制限	本調達仕様書の作成に関与した事業者を除き、第三者への再委託が可能とのことですが、7.5.入札条件(1)に記載されたすべての事業者に対して再委託不可とするべきと考えます。	公平性に欠けるため。	ご指摘の事業者がすべて該当すると認識しています。	—

政府共通プラットフォームの整備に係る設計・構築作業の調達における意見招請(要件定義書)

23年4月5日～25日の意見招請期間中に事業者から寄せられた意見等とその対応

項番	各社内の番号	意見招請結果							回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等	理由		
要1	13-17		意見	要件定義書	全般	要件定義書全般	「設計・構築事業者、機器・ソフトウェア賃貸借事業者及び運用事業者は、～略～すること。」「政府共通プラットフォームに係る各事業者は、～略～すること。」、又は主語がなく「～すること。」との記載が散見されますが、どの事業者がどの作業を行うのか、役割分担を明確にさせていただきますようお願いいたします。	適切な作業量見積りを算出するため。	御指摘の点については、調達仕様書に記載していますので、御参照下さい。	—
要2	15-55		質問	要件定義書	全般	全般	パッチ適用のタイミング、独自導入のソフトウェアの監視内容、持ち込み機器・ソフトウェアの監視内容、情報セキュリティ対策に関する対応等、「統合・集約化対象システム」担当府省との調整については、102ページ「11.3.4(1)初期構築時の実施体制」にありますとおり、主体的に総務省様が実施し、設計・構築事業者は支援を行う立場と理解してよろしいでしょうか。		府省間での連絡、調整については、主幹課が実施しますが、連絡、調整に当たって必要な事項の検討は、設計・構築事業者が実施し、総務省が確認を行うことを想定しています。	—
要3	5-1		意見	要件定義書	—	全体	「外部インターフェース要件」の定義が不足していると考えます。Webサービス、HTTPSによるファイル連携等の汎用的・標準的なシステム間連携を実現するための要件の定義を追加するべきと考えます。 具体的には、 ・外部環境との連携パターン ・連携方法のパターン ・実現方法(セキュリティの確保策含む) の3点であり、Webサービス連携、ファイル連携(取得・配信)という2つの連携方法のパターンに対応できれば、要件としては必要十分であると考えます。 外部システムとの連携が一切無いシステムはまれであり、政府共通プラットフォームが府省共通の情報処理基盤である限りは、外部システムとの連携を前提にした要件を具体的に明文化することをご提案します。	現状の要件定義書には、外部インターフェース要件の項がなく、対応できる連携方法と連携を実現するための手段の記載がないため、統合集約化・対象システムは、単一システムでのクローズド形態での稼働を前提にしているように見受けられます。導入できる統合・集約化・対象システムの数を増やすためには、システム形態の多様化に対応できる要件を付加するべきと考えます。 統合集約化・対象システム側からの個別要求という位置づけではなく、「どのような連携方法ならば対応可能か」をあらかじめ明文化しておくことで、府省側にとっても政府共通プラットフォームフォーム利用の可能性を検討しやすくなります。また、設計・開発事業者側もシステム間連携を前提にした設計を当初から実施することが出来ます。	ご指摘の外部システムの連携がどのようなものか不明ですが、現時点においては、統合・集約化対象システムと関連システムとの連携は、当該システム側において対応を行うことを想定していることから、原案のとおりとします。	—
要4	15-56		質問	要件定義書	全般	全般	運用開始後の追加システム移行に伴う作業(ファイアウォール等ネットワーク設定変更、監視設定、パッチ適用調整等)は、本調達範囲外と考えてよろしいでしょうか。		運用開始後の平成24年度末までは、本調達の対象となります。	—
要5	15-1		意見	要件定義書	9	1.はじめに 1.5プロジェクトの体制	「表1-1 プロジェクトの体制と役割」において、「設計・構築事業者」の役割として、以下を追加頂けませんか。 ・機器・ソフトウェア賃貸借の要件を提示する。 ・施設・設備賃貸借の要件を提示する。	「図2-1 全体スケジュール(案)」にて作業が明記されており、役割として明記した方がよいと考えられるため。	表1-1はあくまでも概要を示しているものですが、貴見を踏まえ関係箇所を修正します。なお、具体的な役割は、調達仕様書を参照願います。	表1-1のタイトルに「主な」と記載
要6	15-2		意見	要件定義書	9	1.はじめに 1.5プロジェクトの体制	「表1-1 プロジェクトの体制と役割」において、「機器・ソフトウェア賃貸借事業者」、「施設・設備賃貸借事業者」の役割として、以下を追加頂けませんか。 【機器・ソフトウェア賃貸借事業者】 ・機器パラメータ設計及びソフトウェアパラメータ設計に係る作業を実施する。 【施設・設備賃貸借事業者】 ・フロア設計に係る作業を実施する。	「図2-1 全体スケジュール(案)」にて作業が明記されており、役割として明記した方がよいと考えられるため。	表1-1はあくまでも概要を示しているものですが、貴見を踏まえ関係箇所を修正します。なお、具体的な役割は、調達仕様書を参照願います。	表1-1のタイトルに「主な」と記載
要7	6-4		質問	要件定義書	10	図2-1 全体スケジュール(案)	本スケジュールは、本番環境に関するスケジュールと理解して宜しいでしょうか。 統合・集約化対象システムに対し、本番環境に先立ち、検証環境がリリースされるものと理解して宜しいでしょうか。 (政府共通プラットフォームに移行する統合・集約化対象システムは、本番環境に移行する前に検証環境で移行テストを行なうことが求められています。政府共通プラットフォームに移行する、霞が関WANのアプリケーション(電子掲示板/電子文書交換システム)としては、平成24年第2四半期に検証環境、第3四半期に本番環境のリリースが必要だと考えております。)		平成24年度の本番運用開始前においては、他のシステムの安定稼働に影響を及ぼす可能性がないことから、統合・集約化対象システムが検証環境及び本番環境の構築・テスト等を同時並行的に実施することを想定しています。本番運用開始以降については、御指摘のように、本番環境移行前に検証環境でテストを実施することが必須となります。	—
要8	9-1		意見	要件定義書	10	2.1.1 図中	構築自体が「機器・ソフトウェア賃貸借」の調達に入っているようにみえますが正しいでしょうか。 また、機器の調達・構築完了まで3か月しかなく、設置から構築全般までの対応は物理的に不可能ではと考えますがいかがでしょうか？。短納期での実現において可能となる前提条件等の想定などご教示ください。	本件の遂行を確実にするためにはより長く工期が必要と考えるため。	設置から構築全般までの対応が物理的に不可能であるという理由が不明ですが、当該スケジュールは、過去に主管課で行った共同利用システム基盤の機器等の調達における実績(開札から業務アプリケーションを除く範囲の構築・テストまで合計約4月で実施。)を踏まえ設定しており、可能な工期であると認識しています。 なお、「機器の調達・構築完了まで3か月しかない」との御指摘ですが、6か月を想定しています。	—
要9	9-2		意見	要件定義書	10	2.1.1 図中	工程案の修正が必要かと思われそうですが、本仕様案において実現できる工程の想定(いつまでに何が完了するので実現可能・とされる想定)につきましてご教示ください。	設備工事が同時期に行われ、本来前工程となるべき工程が同時期となっております。設備工事が完了しないと機器の搬入ができず機器の導入作業が終わらないと考えます。機器自体の構築全般が終わらないとシステム構築が開始できないととらえているため。	施設の工事が完了しないと実施できない作業については、施設工事完了後に実施することを想定していたところでありますが、作業工程明確化のため、表3-1のスケジュールを一部修正します。	表3-1「整備スケジュール(予定)」 「導入設定」を「手配」に訂正。 「テスト」を「導入設定・テスト」に訂正。

項番	各社内の番号	意見招請結果					項目名	意見・質問等	理由	回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁						
要10	9-3		意見	要件定義書	10	2.1.1 図中	本案件を確実に進めるうえでは工期の延長が望ましいと考えますがいかがでしょうか。また、25年度中ごろから運用開始となると思われませんが、この参考内容自体は、「この時期に行う予定というのではなく、この程度の期間がかかる」ということを示しているものでしょうか？	参考として移行スケジュール例がありますが、施設要件がなければ設計することができず、そして構築が完了していなければ移行ができないと考えます。移行開始はH24年第一四半期の半ばとなり、さらにテストが終了しないと開発環境が利用できず、移行が行えず、移行しないと試験ができないため非常にタイトな工程案であると考えられるため。	施設の要件は要件定義書で明記しており、貴見の主旨が不明ですが、工期に係るご指摘は項番1(←最終的に修正)の回答のとおりです。なお、参考については文字通り参考として示しているものであり、各対象システムの規模、難易度等によって移行のスケジュールは異なることを想定しています。	—	
要11	15-3		意見	要件定義書	10	2. スケジュール定義 2.1. 全体スケジュール 2.1.1. 政府共通プラットフォームの全体スケジュール	「図2-1 全体スケジュール(案)」の「設計・構築」の運用引継、教育訓練において、「運用」にも同じ作業が必要かと考えます。	運用においても、運用引継、教育訓練を受ける作業が必要と考えられるため。	運用事業者における引継等は、運用業務を請け負うに当たった前提条件であることから、原案のとおりとします。なお、運用に係る要件の作成において貴見に留意します。	—	
要12	15-4		意見	要件定義書	10	2. スケジュール定義 2.1. 全体スケジュール 2.1.1. 政府共通プラットフォームの全体スケジュール	「図2-1 全体スケジュール(案)」の「機器・ソフトウェア貸借事業者」、「施設・設備貸借事業者」の設計作業について、本設計作業は重要な作業であり、ご提示頂いた期間では作業が完了できず、以降の作業に影響を与える可能性があると考えます。	設計・構築事業者による方式設計を受けて、機器・ソフトウェア貸借事業者が実施するハードウェア・ソフトウェアのパラメータ設計は、重要な工程であると考え、調達が別れることも鑑みると実際に設定する作業と同程度以上の期間が必要と考えられるため。	機器及びソフトウェアパラメータ設定に必要な情報については、機器・ソフトウェア貸借事業者が提案時に原案を作成していただくことを想定しています。また、フロアレイアウト図についても、施設・設備貸借事業者が提案時に原案を作成していただくことを想定しています。これらを勘案すれば、調達仕様書の整備スケジュール(予定)等にお示したスケジュール期間内に実施可能と考えます。	—	
要13	15-5		質問	要件定義書	11	2. スケジュール 2.1 全体スケジュール 2.1.2. 統合集約化対象システムの稼働予定スケジュール	統合集約化対象システムの稼働スケジュールをご提示いただける時期について、ご教授頂けますでしょうか。		調達仕様書3.5.において、「入札公告期間中に別途提示」と記載していますが、入札公告時に提示することとします。	—	
要14	9-4		意見	要件定義書	12	3.1.1 ミドルウェア(web・アプリケーション用)	政府共通PFでミドルウェアを一部入れることになっておりますが、具体的な記載を入札までにご提示いただけますようお願いいたします。	ミドルウェアの種類に記載がないと費用の積算をすることができないため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	—	
要15	15-6		質問	要件定義書	12	3. 提供する機能 3.1. 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.1. 基盤機能及び施設・設備	「②アプリケーション動作制御機能」におけるミドルウェア(データベースソフトウェア)について、備考に記載がありませんが、Web、アプリケーション用と同様に、政府共通プラットフォームが提供する種類のミドルウェアを考慮してよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。	—	
要16	6-5		意見	要件定義書	13	表3-1 基盤機能及びその機能を実現するための資源 ⑥ネットワーク機能 政府共通ネットワーク接続 政府共通ネットワーク接続回線	備考に「政府共通ネットワークにより提供。」の記載が必要だと考えます。	ルータと同様に、政府共通ネットワークにより提供されるものと考えます。	貴見のとおり修正します。	追記「回線は政府共通ネットワークにより提供。」	
要17	4-6		意見	要件定義書	13 38~ 40 45 63	3.1.1. 基盤機能及び施設・設備 5.1.4. セグメント設計要件 5.3.1. 通信要件 7.5. 運用管理用機器、セキュリティ用機器	要件定義書上、表3-1の⑦フィルタリング機能が要求されていますが、方式が具体的すぎることから削除すべきと考えます。	政府共通プラットフォーム全体でのセキュリティへの対応方針が定まっていない状況で一部のセキュリティ事項にのみ条件等を規定することは、設計時に矛盾を生じる可能性があるため。	御指摘の記述は、特に、WAFの必要性を指摘されていることから明確化したものです。	—	
要18	15-7		質問	要件定義書	13	3. 提供する機能等 3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.1 基盤機能及び施設・設備	監視機能におけるメールについては、⑪監視機能のメールサーバを利用するかと考えておりますが、⑥ネットワーク機能にメールサーバソフトウェアを利用するメール機能は、どのような運用・用途を想定されていますでしょうか。		⑪についてはお見込みのとおりです。⑥については、政府共通プラットフォーム側と統合・集約化対象システム担当府省との間で、政府共通ネットワークを介した電子メールによる事務連絡等を行うことを想定しています。	—	
要19	4-3		意見	要件定義書	12 31	3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 5.1.3 本番環境以外の環境のネットワーク要件	要件定義書上、開発環境の用途及び環境条件等を明確にすべきであると考えます。全てのシステムの開発環境の要望に応えることは現実的ではないため、開発環境の利用条件として、「Java、.Net等の汎用的なアプリケーションを対象として」と追記すべきと考えます。	開発環境として整備すべき開発・試験用のミドルウェア群は、開発するアプリケーションの種類により大幅に異なり、全ての開発環境を整備することは困難であるため。	開発環境については、活用方法も含め、今後各府省と調整しつつ、検討していく予定であることから、現時点で利用条件を示すことは想定しておらず、原案のとおりとします。	—	
要20	6-6		意見	要件定義書	12	表3-1 基盤機能及びその機能を実現するための資源	バッチ機能についての記載が必要だと考えます。	P20「運用業務」にバッチ業務記載があり、その基本機能に対する記載が漏れていると思われる。	バッチは統合・集約化対象システムが作成するものとしており、政府共通プラットフォームでは基盤機能として提供しないことから、記述していません。	—	

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等		
要21	6-7		意見	要件定義書	12	表3-1 基盤機能及びその機能を実現するための資源	認証機能についての記載が必要だと考えます。	P69「(7)情報セキュリティについての機能」において認証の記載があり、その基本機能に対する記載が漏れていると思われる。	御指摘の点については、政府共通プラットフォームの運用を行うに当たって、運用要員に必要な主体認証について記述したものであり、表3-1にお示ししているような統合・集約化対象システムに対する提供機能ではないことから、原案のとおりとします。
要22	15-8		質問	要件定義書	14	表 3-2 施設及びを構成する設備	運用管理室の設計についても、設計、構築事業者の対象範囲となりますでしょうか。または、施設、設備賃貸借事業者の対象範囲となりますでしょうか。		運用管理室の設計については、主幹課の指示の下、設計・構築事業者にとりまとめ(設計書への記載等)を行っていただく必要があると考えます。施設・設備賃貸借事業者の作業の対象ではありません。
要23	9-5		意見	要件定義書	15	3.1.3 多様な組み合わせで利用されることを想定し、柔軟な組み合わせで環境及び資源の提供が可能となる設計構築を行う必要がある。	「多様」及び「柔軟」の具体的内容につきまして記載をいただけますようお願いいたします。具体的には少なくとも統合対象システムの現行システムのOSの種類は何か、CPUアーキテクチャは何か、どの程度のスペックのサーバが稼働上必要とするか、また拡張性の幅についてもあらかじめ記載をいただくことが必要かと考えます。このような定量的な指標を入札時点でご提示頂けますようお願いいたします。	定量的な指標の記載がないと費用の積算をすることができないため。	設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。
要24	15-9		質問	要件定義書	15	3. 提供する機能等 3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.3 政府共通プラットフォームが提供する環境及び資源の組み合わせ	「表3-3 提供する環境の組み合わせ一覧(例)」のC~Eについては、バックアップセンタを利用していないことから、災害発生時のバックアップセンタへの切り替え運用は実施されない前提であるという認識で問題ありませんでしょうか。		表3-3は例としてお示しているものですが、記載のC~Eについては、お見込みのとおりです。
要25	15-10		質問	要件定義書	16	3. 提供する機能等 3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.3 政府共通プラットフォームが提供する環境及び資源の組み合わせ	「表3-4 各環境において提供する資源等の組み合わせ一覧(例)」のeを選択した場合のネットワーク環境はどのように整備されるのでしょうか。		御指摘の点については、図5-1における「府省LANセグメント(A省)」を御参照下さい。なお、同図中の「府省LANセグメント(A省)」を「eセグメント」に修正します。
要26	15-11		質問	要件定義書	17	3. 提供する機能等 3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.4 監視業務	開発環境と本番環境は独立した環境を想定しており、開発環境が本番環境へ影響を与えることはない想定しておりますが、開発環境における「本番環境への影響がないことを確認するために必要な範囲」での監視業務とは、どういった業務を想定されておりますでしょうか。		設計によっては本番環境に影響を与える可能性があることを想定し、このような記述としています。
要27	9-6		質問	要件定義書	18	3.1.4 監視業務 性能監視、障害監視	本指標は業務アプリケーションの保守業者様等から提示頂ける想定でよろしいでしょうか。また、共通PFにて利用する観点からは複数システム間で共通化できる監視内容、および基準を策定し、その内容を各個別システム側にて利用いただくイメージがよいと考えられます。このような観点からのご提案でよいでしょうか。		御指摘の「本指標」が何を指すのか不明ですが、設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。なお、評価の視点については、入札公告時に評価基準としてお示しします。
要28	15-12		意見	要件定義書	18 114	3.1.4 監視業務 12.4.1 監視業務 ①死活監視	「・・が正常に使用可能な状態であることを監視する。」と記載されておりますが、「・・の異常を監視する。」への修正することを提案します。	「異常を監視する」ことは可能ですが、「正常に使用可能な状態であることを監視する」ことが技術的に困難である為。	12.4.1 監視業務 ①死活監視業務 政府共通プラットフォーム内の機器及びソフトウェアの異常を監視する。また、(略) (※表3-5も同様に修正。)
要29	15-13		質問	要件定義書	19	3. 提供する機能等 3.1 政府共通プラットフォームが提供する機能等 3.1.5 運用業務	「持ち込み機器及びソフトウェアに関しては、インシデント管理業務、セキュリティ管理業務、構成管理業務、ログ管理業務を政府共通プラットフォームが実施する。」とありますが、P15の表3-4 各環境において提供する資源等の組み合わせ一覧(例)において、持ち込み機器に対して運用業務を行わない想定となっていると認識しておりますが、いかがでしょうか。		御指摘の点については、要件定義書3.1.5を御参照下さい。
要30	9-7		質問	要件定義書	20	3.1.5 ・・・「表3-6 運用業務」に示す。	提供している仮想化されたOS・ミドルウェア・業務アプリケーション内部に関わるものでないという認識で良いでしょうか。		「OS・ミドルウェア・業務アプリケーション内部」が何を指すのか不明ですが、提供する運用業務は表3-5のとおりです。
要31	9-8		意見	要件定義書	21	3.1.5 バッチ適用業務 「政府共通プラットフォームが提供するOS、ミドルウェアへの適用は、統合・集約対象システムと作業スケジュールを調整の上、政府共通プラットフォームが実施する。」	VM利用者(個別業務システム側)は、従来のHWベンダと同等の対応とすべきであると考えますがいかがでしょうか。	一般的に、VMを作成して払い出した場合、VM上のOSより上の層は業務APの担当者の管理範囲となることから考えております。共通PF側の運用業者がroot権限にて環境に変化を与えること(またはroot権限を持つこと)は、コンプライアンスも含めて実施すべきではないと考えます。	一般的にとしているところから起因した貴見の意味が不明ですが、政府共通PF側で用意しているものに対する対応は、政府共通PF側で対応すべきとの考えから、現行の要件にしています。

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要32	9-9		意見	要件定義書	21	3.1.5 「政府共通プラットフォームが提供する資源に関する変更(機器追加、設定変更等)の本番環境への導入及び反映に向け、各種作業の管理を実施する。」	「資源に関する変更」はVM利用者の内容も含むでしょうか？	共通PF側の運用業者がroot権限にて環境に変化を与えること(またはroot権限を持つこと)は、コンプライアンスも含めて実施すべきではないと考えます。VM利用者(個別業務システム側)は、従来のHWベンダと同等の対応とすべきであると考えます。	資源に係る変更の具体的内容については、貴見を踏まえつつ、設計段階で検討します。	-
要33	9-10		意見	要件定義書	21	3.1.5 「手動によるデータ一括処理の依頼が統合・集約対象システムからあった場合、処理の実行を実施する。」	「データ」とはVM利用者(個別業務システム側)がVM内に構築しているアプリケーションのデータ含むでしょうか？	共通PF側の運用業者がroot権限にて環境に変化を与えること(またはroot権限を持つこと)は、コンプライアンスも含めて実施すべきではないと考えます。VM利用者(個別業務システム側)は、従来のHWベンダと同等の対応とすべきであると考えます。	統合・集約化対象システム側から何らかの依頼があった場合に対応するものです。具体的内容については、貴見を踏まえつつ、設計段階で検討します。	-
要34	9-11		質問	要件定義書	23	3.2 選択できる製品及び選択肢は設計・構築段階で決定するものとし	製品の種類個数を入札までに具体的に示していただけますようお願いいたします。		機器・ソフトウェアの調達個数については、設計段階で検討します。	-
要35	6-8		質問	要件定義書	23	3.2. 基盤機能を実現するための資源の提供方法	OSやミドルウェアの選択肢は、設計・構築段階で決定するとの記載があります。この設計・構築段階には、アセスメントの作業実施を含むという理解であっているでしょうか。 ※選択肢の決定は、既設システムでの利用状況分析が前提だと考えています。		御指摘の「アセスメント」の主旨が不明ですが、統合・集約化対象システムに係るOS、ミドルウェアの利用状況の分析については、設計・構築事業者を実施していただくことは想定していません。 なお、OS、ミドルウェアについても、設計・構築に必要な最低限の情報は、入札公告時に提示することとします。	-
要36	9-12		質問	要件定義書	23	3.2 運用段階でも随時見直しを行うものとする	今回の調達の範囲外であるとの認識で間違いないでしょうか？		お見込のとおりです。	-
要37	15-14		質問	要件定義書	23	3. 提供する機能等 3.2. 基盤機能を実現するための資源の提供方法	OSミドルウェアの選択肢において、本番運用開始後に見直しを実施した場合、設計・構築に関する作業が発生した場合は、運用事業者が実施するという整理となりますでしょうか。		運用段階におけるOS、ミドルウェアの見直し方法については、設計段階で検討します。 調達仕様書において示す業務以外に業務が発生した場合は、別途調達することを想定しています。	-
要38	7-2		質問	要件定義書	23	3.2. 基盤機能を実現するための資源の提供方法	「なお、選択できる製品及び選択肢は設計・構築段階で決定するものとし、運用段階でも随時その見直しを行なうものとする。」とされているが、製品選択肢については、具体的にどのような選定基準、選定プロセスで決定されることを想定されているのか。 また、上記により決定された製品選択肢の有効期間についてはどのように想定されているのか。 運用開始後の製品選択肢の変更は、既存の統合・集約化システムへの影響が大きく相応の移行の手間とコストがかさむものと思われるが、運用段階での随時見直しはどのような場合に実施されることを想定されているのか。		OS、ミドルウェアについて、設計・構築に必要な最低限の情報は、決定の上、入札公告時に提示することとします。 運用開始後の方針については、設計段階において検討します。	-
要39	9-13		意見	要件定義書	25	4.1(1) セグメント	この場合のセグメントはネットワークセグメントの意味ではなく、SANを含めた単位としてのセグメントとの解釈で問題ないでしょうか？	セグメントの意味が用語的に明確でないため。	お見込のとおりです。	-
要40	9-14		意見	要件定義書	25	4.1(1) 図中	要件からは、DR系が設置されているところで最低限の監視しかしないという解釈ができますが、最低限何らかの監視用サーバが必要と考えますがいかがでしょうか？	バックアップセンタに運用管理サーバがないように見受けられるため。	"DR系"がバックアップセンタを意味するのであれば、バックアップセンタ上にある各環境ごとに"運用管理セグメント"が図中にありますので、運用管理サーバを設置する想定です。	-
要41	9-15		質問	要件定義書	25	4.2性能要件	政府共通PF上での設計を行ううえでは、現状の各システムの処理能力、データ保管能力など、定量的な情報がなく、作業工数、作業項目の見極めが難しい状況にございます。入札前に提示をお願いいたします。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	-

項番	各社内の番号	意見招請結果					項目名	意見・質問等	理由	回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁						
要42	4-2		意見	要件定義書	25	4.2.性能要件	要件定義書上、「同等以上の能力を実現できるだけの資源を提供することを基本とする」とありますが、「以上」の表現は削除すべきと考えます。 また、統合・集約化対象システムが満たすべき性能を実現するにあたっては、14ページの「ウ. 総合テスト」にて「政府共通プラットフォーム上に統合・集約化対象システムを搭載した上で、同等の能力を実現できることを確認するための性能検証を実施する」と追記すべきと考えます。	統合・集約化対象システムの同等「以上」の性能保証は統合・集約化対象システムの現行システムではなく新たな性能要件に基づく必要があるため。 また同等の性能保証をするためには、要求スペック通りの仮想サーバ環境を提供するだけでなく、政府共通プラットフォーム上の全システムを搭載した状態で、各システムの性能要件を考慮した性能検証を行うことが必須であるため。	御指摘の要件定義書における記述は、「現行システムではなく新たな性能要件に基づく必要がある」場合を妨げるものではないことから、原案のとおりとします。 また、統合・集約化対象システムの性能要件を満たしているかどうかの判断は、統合・集約化対象システムの担当府省が行うことを想定しており、原案のとおりとします。		
要43	9-18		意見	要件定義書	25	4.2.性能要件 統合・集約化対象システムが、政府共通プラットフォーム上で稼働以前に、その業務処理のために必要としていたシステムの処理能力、データ保管能力については、同等以上の能力を実現できるだけの資源を提供すること	移行対象システムで移行前と同等以上の性能を確保するために必要となる資源(CPU、メモリ等)は、該当システム担当者様より提示頂ける認識でよろしいでしょうか？ また、提示された資源を割り当てたにも関わらず、同等以上の性能が確保できなかった場合、移行対象システム側の責任にて対応頂ける認識でよろしいでしょうか？	業務システムの性能はPF以外にも起因する可能性があるため、責任分解点を明確にするためにも、業務アプリケーション側で必要な資源をサイジングして頂くことが重要と考えるため。	どの程度の資源を用意するかについては、統合・集約化対象システムの要望や稼働状況を踏まえ、設計・構築事業者においてご検討いただく予定です。 御指摘の責任分界については、要件定義書8.4.1情報セキュリティ対策の範囲を基本としつつ、設計段階において検討します。		
要44	9-16		質問	要件定義書	25	4.2.性能要件 「同等以上の能力を実現できるだけの資源を提供することを基本とする。」	「同等の性能を確保するよう努力すること」と、記述の変更をいただくことは可能でしょうか？		貴見の理由が不明のため、回答しかねます。		
要45	9-17		質問	要件定義書	25	4.2.性能要件 「他の共有システムの処理能力への影響を限定的にするシステム構成とすること。」と、記述の変更をいただくことは可能でしょうか？	「他の共有システムの処理能力への影響を限定的にするシステム構成とすること。」と、記述の変更をいただくことは可能でしょうか？		貴見の理由が不明のため、回答しかねます。		
要46	15-15		質問	要件定義書	26	4. システム方式要件 4.2. 性能要件	「各統合・集約化対象システムの特性(ピーク時間、バッチ処理が多い等)を踏まえて可能な限りCPU、メモリ、ストレージが有効活用できる最適なシステム構成を提供すること」とありますが、統合・集約化対象システムの特性を調査するための作業の主体は、総務省様の方で実施されるという認識で問題ありませんでしょうか。		御指摘の「統合・集約化対象システムの特性を調査するための作業」がどの程度の範囲、内容を意図されているか不明ですが、設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。 なお、統合・集約化対象システムに関する情報は、移行支援作業において、設計・構築事業者に収集等をしていただくものもあってと考えています。		
要47	4-12		意見	要件定義書	26	4.2.1 拡張性要件	要件定義書上、拡張性要件において、「CPU、メモリ使用率、ストレージ使用量の伸びが予想される場合、「12.4.2①システム資源管理業務」に従い、対応できること。」との記載がありますが、初期環境として確保すべき拡張性の考え方を示す必要があると考えます。よって、仕様書上では、「拡張性設計において、統合・集約化対象システムの運用期間を通じた各種資源使用量増加予測から初期環境として必要な拡張性を確保する。また、運用中に「システム資源管理業務」の中で、当初予測を超える拡張性が必要となった場合は、当該業務の中でシステム資源の変更計画を策定して、その計画に基づき対応する。」とすべきと考えます。	運用中に柔軟に割り当て可能となる仮想資源の範囲を明確にしておかないと予算措置が困難になると考えられるため。	御指摘の点については、設計段階において検討します。		
要48	6-9		質問	要件定義書	27	4.3. 信頼性要件	統合・集約化対象システムの現行の処理性能についてご教授いただきたい。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。		
要49	9-19		意見	要件定義書	27	4.3.信頼性要件 「統合・集約化対象システムにおいて発生する処理負荷や障害の影響を、他のシステムに与えないようなシステム構成とすること。」	「他の共有システムの処理能力への影響を限定的にするシステム構成とすること。」と、記述の変更をいただくことは可能でしょうか？	仮想化環境における集約のデメリットとして、リソースの共有および仮想化基盤の層を通すことによるオーバーヘッドがあると思われれます。同一の仮想化基盤上で動作した場合、稼働するシステム同士で影響がでることも考えられます。これらのケースにおいて、影響の範囲を限定的にすることは可能と考えられるため。	貴見のようなデメリットを解消した設計とすべきであり、原案のとおりとします。		
要50	4-13		質問	要件定義書	27	4.4 可用性要件	要件定義書上、「統合・集約化対象システムの提供業務に直接影響がある範囲において、年間稼働率99.99%を確保する」と目標値を設定していますが、その対象範囲としては、政府共通プラットフォーム側の提供資源に限定されるという認識でよろしいでしょうか。		お見込のとおりです。		

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要51	14-1		質問	要件定義書	27	4.4 可用性要件	「統合・集約化対象システムの提供業務に直接影響がある範囲において年間稼働率99.99%を確保する」と記載がありますが、本番環境でかつ社会的に影響の大きなシステムが対象となるとの認識で相違がございませんでしょうか。P.28 表4-1「回復目標レベルの設定(想定)」と同様に、検証環境及び開発環境を含め統合・集約化対象システムについて業務への影響度を鑑み、ランク付けを行いSLAを決定していくものと想定しております。		政府共通プラットフォームが提供する資源のうち、統合・集約化対象システムの提供業務に直接影響がある範囲については99.99%としており、御指摘の「社会的に影響の大きなシステム」のみに言及しているものではありません。また、統合・集約化対象システムに対するサービスは、運用規程において決定していくものと考えます。	-
要52	6-10		質問	要件定義書	28	4.4.2 災害対策	メインセンタからバックアップセンタへの切替は、メインセンタ全体の稼働継続が困難な場合とされていますが、メインセンタとバックアップセンタの負荷分散的な運用は無いと理解して宜しいでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要53	9-20		意見	要件定義書	28	4.4.2災害対策 「統合・集約化対象システムにおいて発生する処理負荷や障害の影響を、他のシステムに与えないようなシステム構成とすること。」集約化対象システムの業務提供のために必要な最小限の資源」	最小限の示す範囲や求められる性能や機能を入札前に明確に示していただけますようお願いいたします。	あらかじめの構築イメージや構築工数を見積ることが難しいと考えており、これに伴いSLAや契約を履行するうえでの前提があいまい化するものにとらえているため。	最小限の範囲等は設計段階で具体化する予定ですが、統合・集約化対象システムの提示に合わせ提供する情報をご参照いただき想定願います。	-
要54	4-34		意見	要件定義書	28	4.4.2災害対策	要件定義書上、「回復目標レベル(目標復旧時間及び目標復旧ポイント)は統合・集約化対象システムごとに選択できるようにすること」との記述がありますが表4-1に示されるようなレベル分けで定義するのではなく、SLAの記述の前段にて「統合・集約化対象システムの災害時及び障害時の業務継続要件を考慮の上、」と追記すべきと考えます。	各対象システムの業務継続要件を踏まえ、障害時および災害時合せて目標復旧時間及び目標復旧ポイントを定め、バックアップセンタ環境とのデータ処理方式などを設計することが必要であるため。	回復目標レベルの設定については、今後、統合・集約化対象システムと調整しつつ、決定する予定であり、原案のとおりとします。	-
要55	15-16		意見	要件定義書	28	4. システム方式要件定義 4.4. 可用性要件 4.4.2. 災害対策	バックアップセンタにおける災害対策の要件定義についても、追加頂けますでしょうか。	バックアップセンタが災害にあう可能性も考えられるため。	御指摘の点は、貴見を踏まえつつ、設計段階において検討します。	-
要56	9-21		意見	要件定義書	29	4.5.1検証環境に関わる要件 「パフォーマンス試験が実施できるよう、仮想資源を可能な限り提供できること。」	要件にある「可能な限り」として想定される具体的なイメージをご教示ください。	試験環境は本番と同等の環境になると想定されますが、VMがどの仮想化基板上で動くかによってリソースの競合状態が変わると考えます。このため、本番環境で動作する場合のパフォーマンスをあらかじめ確認しておくことが必要かと考えます。	要件定義書の各事項、今後提示予定の統合・集約化対象システム等の情報をご勘案の上判断願います。	-
要57	15-17		質問	要件定義書	29	4. システム方式要件定義 4.5. 政府共通プラットフォームが提供する機能 4.5.2. 開発環境に関わる要件	開発環境は各府省により一時的に利用される環境と想定しておりますが、利用終了後の資源の初期化等の作業は、運用事業者の作業という認識で問題ありませんでしょうか。		開発環境の整備については、当面のニーズを各府省と調整することとしています。開発環境の具体的な役割を含めて、今後各府省と調整しつつ検討して参ります。	-
要58	4-4		意見	要件定義書	29	4.5.2開発環境に関わる要件	要件定義書上、「開発環境のソフトウェアはOSSを基本とする」旨の記載がありますが、統合・集約化対象システムを前提とした開発環境であるならば、開発環境のみOSSを採用することは矛盾があります。もし要求事項としてOSSを推奨する場合は、開発環境だけでなく、本番・検証環境を含めた形で記載されるべきと考えます。	本番環境に見合った環境でアプリケーションの検証を行わないと、システムの品質保証ができないため。	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))の主旨を踏まえたものですが、貴見を踏まえ修正します。	4.5.2.開発環境に係る要件(略) 開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、OSSオープンな標準に基づくものを基本とすること。
要59	6-11		質問	要件定義書	29	4.5.2. 開発環境に関わる要件	開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアをOSSに限定している理由についてご教授願います。 ※商用ソフトウェアでの開発環境が必要なケースも多々あるかと想定しています。		「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))の主旨を踏まえたものですが、貴見を踏まえ修正します。	4.5.2.開発環境に係る要件(略) 開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、OSSオープンな標準に基づくものを基本とすること。
要60	9-22		意見	要件定義書	29	4.5.2 「開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、OSSを基本とすること。」	OSSも本番環境で奨励するか、もしくはどちらでも使わないようにするのが統一すべきと考えますがいかがでしょうか。また、あわせてOSSを基本とする意図を教えてくださいましたようお願いいたします。	本番環境と開発環境で利用しているソフトウェアが変わると、開発環境の持つ「検証する」という本来の意味が失われると考えられるため。	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))の主旨を踏まえたものですが、貴見を踏まえ修正します。	4.5.2.開発環境に係る要件(略) 開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、OSSオープンな標準に基づくものを基本とすること。

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要61	10-1		意見	要件定義書	29	4.5.2	「開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアはOSSを基本とすること。」という部分は削除すべき。	開発環境は、業務アプリケーションで利用するミドルウェアやOS、開発言語などによって最適なツールを選択する方が効率的であり、また開発やサポート費用も削減できると考えられる。OSSに限定すると選択肢が狭くなり、各府省のニーズに十分対応できないことも考えられるため、要件定義書の14ページ3.1.2.(3)に記載されている通り、当面のニーズを各府省と調整した上で整備するべきであるとする。また、標準化に当たっては、標準化団体における動向、普及度合いなどの実現性、オープンスタンダードの採用などの相互運用性等を幅広く検討して採用技術を選定するべきである。	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))の主旨を踏まえたものですが、貴見を踏まえ修正します。	4.5.2.開発環境に係る要件(略) 開発環境において政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、OSSオープンな標準に基づくものを基本とすること。
要62	4-8		質問	要件定義書	30	4.6.将来要件	要件定義書上、「稼働後も政府情報システムの基盤として、より統合・集約化を進めて拡大していくことを目指している」とありますが、政府共通プラットフォーム側の提供資源の拡大を考慮した設計を行う必要があると考えます。25年度以降の統合・集約化対象システムを含めたプラットフォームで利用する資源についての情報を設計開始時にいただき、政府共通プラットフォームにて将来具備する共通機能を含めてロードマップを設計するとの認識でよいでしょうか。	-	お見込のとおりです。	-
要63	4-19		質問	要件定義書	31	5.ネットワーク要件定義	要件定義書にて「政府共通プラットフォームの通信基盤である政府共通ネットワークの要件については、別途「政府共通ネットワークの基本仕様書」において示す」とありますが、ネットワーク設計作業時に必要となる政府共通ネットワークの設計情報については、設計開始時にいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	-	平成23年3月現在の「政府共通ネットワークの基本仕様書」は、政府調達事例データベースから入手可能ですので、参考にしてください。 また、本件調達と別途調達する「政府共通ネットワークの設計・構築等」は、並行して実施し、詳細な仕様を確定する予定でありますので、必要となる政府共通ネットワークの設計情報については、設計開始時に提供可能です。 (参考) 政府調達事例データベース URL: http://cyoutatujirei.e-gov.go.jp/ 「政府共通ネットワーク」で検索	-
要64	6-12		質問	要件定義書	31	5.1.2. 通信要件	「政府共通プラットフォーム内で使用する通信プロトコルはTCP/IPを基本とし、」とありますが、TCP/IP以外のプロトコルがあれば、具体的に何をご提示をお願いします。(例:FC)	-	現段階で想定しているプロトコルを明記しているものです。	-
要65	6-13		質問	要件定義書	31	5.1.3 本番環境以外の環境のネットワーク要件	4.5.1節の記述より、(1)の検証環境は、バックアップセンタに設置される環境と理解しました。(1)と(3)のバックアップセンタ環境の違いは何でしょうか。また、(1)では可能な限り本番環境と同じ機器であることが謳われておりますが、(3)では本番環境と同じ機器であることが求められておりますが、異なる環境を想定されているのでしょうか。	-	御指摘の環境の定義については、要件定義書をご参照ください。 なお、(1)と(3)の環境は、結果的に同一の環境になる想定ですが、設計・構築時の検討において異なる環境となる可能性もあるため、要件をそれぞれ記載しています。	-
要66	5-2		意見	要件定義書	32	5.1.3(3)	バックアップセンターへの切り替え方法について、「バックアップセンターへは、運用者による手動切り替えの他、各センターの状況に応じた自動切り替えが設定できる事」の一文を追記頂きたいと存じます。	災害等の原因により、本番/バックアップの機器類へ論理的、物理的に到達できなくなる事態に備え、ある条件下で自動的に切り替わる等の機能が必要と考えます。また、切り替わりにDNSを利用する場合は、DNSSecへの対応が必要と考えます。	御指摘の点については、設計段階において検討することから、原案のとおりとします。	-
要67	9-23		意見	要件定義書	32	5.1.4	例にあるような役割毎にセグメントを分離することは必須でしょうか。事例としてとらえ、設計工程の中で具体化するということによろしいでしょうか。	セキュリティ的な要件なのか、実装上の要件なのか判断がつかないため。また、規模や構成により最適な実装方法が異なると考えられるため。	御指摘の図は、事例としてお示しているものであり、設計段階において検討します。	-
要68	6-14		意見	要件定義書	33	図5-1 本番環境セグメント概要図(例)	政府共通ネットワークとeセグメントとの間に回線接続する場合の条件を予め提示しておくことが必要と考えます。	政府共通ネットワークを経由したときのサービス条件(暗号化/帯域制御の必要性 etc.)を定めないと政府共通ネットワーク側の設計・構築に影響が出る可能性があるため。	eセグメント内に整備された統合・集約化対象システムを政府共通ネットワークに接続する場合、各統合・集約化対象システムにて整備していただくことを想定していることから、御指摘の点は、記載不要と考えます。	-
要69	15-18		質問	要件定義書	34	5. ネットワーク要件定義 5.1. 基本要件 5.1.4. セグメント設計要件	「図5-2 バックアップセンタ環境セグメント概要図(例)」において、本番環境にはある「府省LANセグメント」がバックアップセンタにはありませんが、問題ありませんでしょうか。	-	御指摘の点については想定していません。 なお、「府省LANセグメント(A省)」については、「eセグメント」に修正します。	「府省LANセグメント(A省)」については、「eセグメント」に修正します。

項番	各社内の番号	意見招請結果						理由	回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			
要70	15-19		質問	要件定義書	36	5. ネットワーク要件定義 5.1. 基本要件 5.1.4. セグメント設計要件	「図5-4 開発環境セグメント概要図(例)」において、開発環境は、政府共通ネットワークに接続されていないように見受けられますが、各府省が開発環境を利用する場合は、インターネット経由でリモート接続して利用するという認識となりますでしょうか。		お見込みのとおりです。	—
要71	9-24		質問	要件定義書	38	5.1.4. セグメント設計要件	見積もりをしていくうえでサイジングの根拠となる数値や機器内で必要となる機能がどのようなものか、入札前にご教示をお願いいたします。また、あわせて統合対象システムの現在のNWトラフィック量と機器数をご教示ください。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	—
要72	6-16		質問	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置機器(例) 政府共通ネットワーク接続セグメント	設置が想定される機器については例であり、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワークの何れが準備するかまでは言及していないとの理解で宜しいでしょうか？帯域制御装置は、政府共通ネットワークが提供する設備であると考えます。		セグメント別設置装置機器については、例として記述しています。具体的な機器については、貴見を踏まえ、設計段階において検討します。	—
要73	6-15		質問	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置機器(例)	「施設提供セグメント」の用語が使用されておりますが定義が無いように見受けられます。「dセグメント」を指すと理解して宜しいでしょうか。		貴見を踏まえ、「施設提供セグメント」は「dセグメント」、「府省LANセグメント」は「eセグメント」と修正します。	「施設提供セグメント」は「dセグメント」、「府省LANセグメント」は「eセグメント」と修正します。
要74	15-20		質問	要件定義書	38	5. ネットワーク要件定義 5.1. 基本要件 5.1.4. セグメント設計要件	「表5-1 セグメントの種類と役割(例)」における「dセグメント」「eセグメント」というセグメントが、概要図に記載されておらず、どのセグメントを想定されておられますでしょうか。		「施設提供セグメント」を「dセグメント」、「府省LANセグメント(A省)」を「eセグメント」に修正します。	「施設提供セグメント」を「dセグメント」、「府省LANセグメント(A省)」を「eセグメント」に修正します。
要75	15-21		質問	要件定義書	38	表5-1	dセグメントおよびeセグメントは、全体構成におけるどの位置に入るか、想定がございませうでしょうか。「5.5 dセグメント要件」の記述では、「施設提供セグメント」の一種とも読めますが、その認識で正しいでしょうか。		「施設提供セグメント」を「dセグメント」、「府省LANセグメント(A省)」を「eセグメント」に修正します。	「施設提供セグメント」を「dセグメント」、「府省LANセグメント(A省)」を「eセグメント」に修正します。
要76	1-4		質問	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	インターネット負荷分散装置は、施設・設備賃借にて提供される回線が、BGPを用いてマルチホーミングされていれば専用機は不要と考えております。今回の施設・設備賃借の回線調達仕様にはそのような要件が加えられる予定はありますでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要77	1-5		意見	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	政府共通ネットワーク接続セグメントに設置する帯域制御装置の削除をご検討ください。	政府共通ネットワークに利用機関毎に帯域制御する機能を用意すると「政府共通ネットワーク基本仕様書」に明記されています。この機能を使うことでコストを削減でき、また、障害ポイントを減らすことで運用効率も向上します。	セグメント別設置装置機器については、例として記述しています。具体的な機器については、貴見を踏まえ、設計段階において検討します。	—
要78	6-17		意見	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置装置機器(例) 政府共通ネットワーク接続セグメント	政府共通ネットワーク接続セグメントに帯域制御装置を設置する場合、帯域制御対象とするシステムのフローの情報を共通ネットワーク側と共有する必要があると考えます。	共通ネットワーク側は、帯域制御対象とするフローとそうでないフローを区別しないで転送するため。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要79	6-18		意見	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	「セグメント」⇒「インターネットDMZセグメント」に負荷分散装置が必要と考えます。	1点障害(物理サーバダウン、或いはGuest OSダウン等)によるサービス停止状態を避けるかと考えます。	表5-2にお示ししている機器は、例であり、御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要80	6-19		意見	要件定義書	39	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	「セグメント」⇒「政府共通ネットワークDMZセグメント」に負荷分散装置が必要と考えます。	同上	表5-2にお示ししている機器は、例であり、御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要81	6-20		意見	要件定義書	38	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	「セグメント」⇒「インターネットDMZセグメント」中の設置想定機器の中に「ストレージ用スイッチ機器」とあり、仮想サーバ経由でストレージへのアクセスを行うと想定しておりますが、セキュリティ上設置は好ましくないと考えます。	P.45の5.3.1通信要件中、「DMZ以外の物理サーバ、及びネットワーク機器がインターネットから直接アクセスされないように保護すること」と記載があり要件を満たすことができますが、不測の事態を考慮しFirewallを経由し、ログ管理が可能な通信であるべきと考えます。	表5-2にお示ししている機器は、例であり、御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要82	6-21		意見	要件定義書	39	表5-2 セグメント別設置装置機器(例)	「セグメント」⇒「政府共通ネットワークDMZセグメント」中の設置想定機器の中に「ストレージ用スイッチ機器」とあり、仮想サーバ経由でストレージへのアクセスを行うと想定しておりますが、セキュリティ上設置は好ましくないと考えます。	P.46の5.4.1通信要件中、「DMZ以外の物理サーバ、及びネットワーク機器がインターネットから直接アクセスされないように保護すること」と記載があり要件を満たすことができますが、不測の事態を考慮しFirewallを経由し、ログ管理が可能な通信であるべきと考えます。	表5-2にお示ししている機器は、例であり、御指摘の点については、設計段階において検討します。	—
要83	6-22		質問	要件定義書	43	5.1.7. 性能要件	統合・集約化対象システムの現行の通信性能についてご教授いただきたい。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。	—
要84	4-14		意見	要件定義書	43	5.1.9情報セキュリティ要件	要件定義書上、「外部WANからの接続は、ファイアウォールを経由することにより」とありますが、ネットワークのセキュリティ確保は設計に依存する旨の記載とすべきであるため、「外部WANからの接続は、適切なセキュリティを確保すること」と変更すべきと考えます。	政府共通プラットフォーム全体でのネットワークの構成方針が定まっていない状況で一部の接続条件等を規定することは、設計時に矛盾を生じる可能性があるため。	貴見のとおり修正します。	5.1.9. 情報セキュリティ要件(略) ・(略)データセンタ間接続回線等の外部WANからの接続は、適切なセキュリティを確保すること。

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案		
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由	
要85	5-3		意見	要件定義書	44	5.2 LAN要件	<p>負荷分散装置に関する以下要求要件を追記頂きたく存じます。 「データペイロードにおけるコンテンツのどの部分においても、コンテンツのリライトが可能なおこと クライアント/サーバー双方向からのデータのヘッダやペイロード全体のコンテンツに基づいたトラフィック処理の設定やリライトができること ・バランシングの方法として、L3からL7(データペイロード含む)までの情報や負荷分散対象ノードの死活確認結果などを元にした、スクリプトベースの柔軟なルールを定義可能なこと ・ロードバランス時に、httpコンテンツの圧縮やキャッシングも実施可能なこと、もしくはサーバーのリソース状況に応じた負荷分散機能を有すること ・リソースクロッキングの機能が標準実装されていること ・L7レートシェーピングの機能が標準実装されていること ・L2およびL3モードで同時に動作可能なこと ・機能間のリソース・プロビジョニングが可能なこと ・ルートドメイン(仮想ルーティングテーブル機能が標準実装されていること ・データセンター間の安全なトンネル(iSessionトンネル)を構築する機能が標準実装されていること」</p>	システムおよび利用者の規模から、負荷分散装置に関する要件が必要と考えます。 また、共通プラットフォームである事を考慮し、配下のシステムごとに柔軟で管理システムごとに管理が可能である事が望ましいと考えます。	御指摘の点については、設計段階において検討します。		
要86	4-15		意見	要件定義書	45	5.2.1通信要件	要件定義書上、「業務用LAN及び運用用LANと物理サーバ、仮想サーバ及びネットワーク機器を接続する場合は、ネットワークカードのポートを分離する等の処置を講ずること」とありますが、仮想化の観点からすると本処置は柔軟性を下げるため、削除すべきと考えます。	ネットワークカードのポートを分離する場合、ネットワークカード数及びポート数に、搭載可能な仮想サーバ台数が限定されるため。	御指摘の記載は、業務用LAN及び運用用LANが相互に影響しないための要件であり、仮想サーバごとにポートを分離することを要求するものではありません。従って、仮想化の柔軟性を下げるものではないことから、原案のとおりとします。		
要87	5-4		意見	要件定義書	45	5.3 インターネット接続要件	<p>インターネット接続の主体は国民のみとなっていますが、負荷分散装置を導入する前提であるならば、負荷分散装置の機能を利用し、セキュリティを確保しながら、政府共通プラットフォームの提供資源上で稼働する環境と外部システム(民間データセンター内で稼働する府省システム)との連携、パブリッククラウドとの共存によるハイブリッド型のシステム形態も採用できると考えます。</p> <p>前述NO.1の意見の通り、外部インターフェース要件の要件を追加しながら、インターネット接続を経由した連携を実現する際のWAF、負荷分散の要件を具体的に記載頂きたいと思っております。</p>	現状の要件定義書には、外部インターフェース要件の項がなく、対応できる連携方法と連携を実現するための手段の記載がないため、統合集約化・対象システムは、単一システムでのクローズド形態での稼働を前提にしているように見受けられます。導入できる統合・集約化・対象システムの数を増やすためには、システム形態の多様化に対応できる要件を付加すべきと考えます。	統合集約化・対象システム側からの個別要求という位置づけではなく、「どのような連携方法ならば対応可能か」をあらかじめ明文化しておくことで、府省側にとっても政府共通プラットフォーム利用の可能性を検討しやすくなります。また、設計・開発事業者側もシステム間連携を前提にした設計を当初から実施することが出来ます。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要88	4-17		意見	要件定義書	45	5.3インターネット接続要件	要件定義書上、「インターネットからのWebサーバに対するアプリケーションレベルの脅威(SQLインジェクション、クロスサイトスクリプティング等)への対策を実施し、セキュリティを確保すること。」とありますが、削除すべきと考えます。	外部からのWebサーバに対するアプリケーションレベルの脅威への対策は統合・集約化対象システム側で実施する必要があるため。	貴見のとおり、外部からのWebサーバに対するアプリケーションレベルの脅威への対策は原則統合・集約化対象システム側で実施する必要があると考えていますが、御指摘の点は、政府共通プラットフォーム側で実施可能な対策について記載しており、原案のとおりとします。		
要89	9-25		意見	要件定義書	45	5.3.1 (SQLインジェクション・クロスサイトスクリプティング等)への対策を実施し、セキュリティを確保すること	SQLインジェクション・クロスサイトスクリプティングの対策をするように書かれている意図を提示願います。	本調達はコンテンツ制作をするような案件ではないととらえており、どのような対策を本案件で求められるのかにより実装方法が異なり、サーバ等のインフラ側だけでは決定できないため。	政府共通プラットフォーム側で実施する必要があるものも想定されることから、御指摘のような記述としています。なお、業務アプリケーションに係るSQLインジェクション等の対策は、統合・集約化対象システム側で実施することを想定しています。		
要90	5-5		意見	要件定義書	45	5.3.1 通信要件	2つめの「」項目に関し、明確化のため以下のような追記をお願いいたします。 「OWASP トップ10に關し対策する事」	対策すべき具体的な脅威についてご提示いただく必要があると考えます。	御指摘の点については、設計段階において検討します。		
要91	1-6		意見	要件定義書	45	5.3.1 通信要件	インターネットからのWebサーバに対するアプリケーションレベルの脅威の指標として「OWASP TOP 10」の明記をご検討ください。	脅威について共通的な指標があると対策についての齟齬を避け、セキュリティが向上します。	御指摘の点については、設計段階において検討します。		
要92	9-26		質問	要件定義書	46	5.3.1 プロキシを経由しない外向きの通信を遮断し	記載のある構成にはプロキシサーバがないのですが、本サーバは導入するというとらえ方でよいのでしょうか？		お見込のとおりです。		
要93	4-5		意見	要件定義書	13 48 50 116~ 124 129	3.1.1基盤機能及び施設・設備 5.7.1通信要件 5.8.1通信要件 12.4.2運用業務 12.7.3運用管理室	要件定義書上、運用管理室は「政府共通プラットフォームの施設外に整備されること」とありますが、運用管理室の設置場所については、運用性等を踏まえ設計時において検討が必要であることから削除すべきと考えます。	運用管理室の物理的な場所については、運用業務の効率性、災害時における業務継続性、政府共通プラットフォームの施設及び総務省側との連携性等、設計時に関連する要件を踏まえて決定する必要があるため。	運用管理室については、御指摘のような運用業務の効率性、業務継続性等を勘案し、施設外に整備する必要があると考えていることから、原案のとおりとします。		

項番	各社内の番号	意見招請結果					項目名	意見・質問等	理由	回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁						
要94	4-18		意見	要件定義書	49	5.8.1通信要件 5.9データセンタ間接続要件	要件定義書上、「当該回線は、統合・集約化対象システム管理室セグメントから運用管理室セグメントに対し接続する専用回線を想定し、統合・集約化対象システムへの接続は、運用管理室セグメント及び運用管理セグメントを経由して行うこと。」とありますが、回線種別、通信経路等の条件は、設計に依存するため、「当該回線は、安全性が確保され、回線帯域の効率的な使用が行われるような回線及び通信経路を選定すること」と変更すべきと考えます。	例えば、運用管理室とメインセンターを同一拠点にするといった場合に、この要求事項に対して矛盾を生じるため、拠点配置等を考慮して設計する必要があるため。	要件定義書5.7.(48頁)にお示しているように、運用管理室とメインセンターは同一拠点にすることを想定していません。統合・集約化対象システム管理室と運用管理室セグメントとの接続要件は、設計段階において詳細化し、統合・集約化対象システムに対して示すことを想定しています。このため、原案のとおりとします。		
要95	15-22		質問	要件定義書	49	5. ネットワーク要件定義 5.7. 運用管理室セグメント要件 5.7.1. 通信要件	「当該回線の冗長構成においては、それぞれの回線の提供者を別にすること」とありますが、回線の提供者は、どのような調達(事業者、スケジュール)となりますでしょうか。		施設・設備賃貸借事業者の調達において含めることを想定しています。なお同事業者に係るスケジュールについては、要件定義書2.1.1.を御参照下さい。		
要96	6-23		意見	要件定義書	51	5.10.2 政府共通ネットワークにおける責任分界	「暗号化ルータ」を「政府共通ネットワーク接続用機器」に変更すべきと考えます。	「政府共通ネットワーク基本仕様書」で使用している用語と統一する必要があります。	政府共通ネットワークは政府共通プラットフォームと別システムであり、必ずしも用語を統一する必要がないと考えられることから、原案のとおりとします。		
要97	6-24		質問	要件定義書	54	6.1. 基本方針	仮想化環境の選定、ライセンス費用や経費負担を検討するにあたり必要なため、統合・集約化対象システムの現行のOSやミドルウェアについてご教授いただきたい。		設計・構築に必要な最低限の情報は、統合・集約化対象システムの提示とあわせ、入札公告時に提示することとします。		
要98	4-20		意見	要件定義書	54	6.1基本方針	要件定義書上、「64bitアーキテクチャに対応していること。」とありますが、政府共通プラットフォームの要件として64bit対応が全てにおいて必須とならないと思われるため、「64bitアーキテクチャの対応を考慮すること。」と記載すべきと考えます。	機能要件から最適なソフトウェア製品が、64bit対応していない場合も想定され、製品選定上の柔軟性が低下する恐れがあるため。	技術動向も踏まえ、御指摘の要件として提供しています。64bit対応していないソフトウェアに関しては、統合・集約化対象システムが32bit対応ソフトウェアを整備することも可能なため、御懸念の指摘は当たらないと考えます。		
要99	6-25		質問	要件定義書	54	6.1. 基本方針	ソフトウェアレベルの定義についてご教授願います。		バージョンやリビジョンを指します。		
要100	9-27		意見	要件定義書	54	6.1基本方針 ソフトウェアレベルの更新は、そのベンダ保守サポート期間が終了する前に更新していくことを基本方針とする。	左記の記述は、仮想化基盤を提供するソフトウェアと、VMのテンプレートについての更新という認識でよろしいでしょうか。	VM利用者(個別業務システム側)には最新のバイナリを提供することとどまり、更新の判断や作業はVM利用者(個別業務システム側)の負担でVM利用者にて実施という解釈でよろしいでしょうか。共通PFの運用業者がroot権限にて環境に変化を与えること(またはroot権限を持つこと)は、コンプライアンスも含めて実施すべきではないと考えます。VM利用者(個別業務システム側)は、従来のHWベンダと同等の対応とすべきであると考えます。	御指摘の”仮想化基盤を提供するソフトウェア”と、”VMのテンプレート”以外にも稼働中のソフトウェアに対しても適用される方針です。しかしながら、稼働中のソフトウェアについては、事前に統合・集約化対象システムと調整の上、実施する想定です。		
要101	9-28		意見	要件定義書	54	6.1基本方針 更新に際しては、政府共通プラットフォームと統合・集約化対象システムと協議の上、更新計画を立案するものとする。	左記の記述は、仮想化基盤を提供するソフトウェアと、VMのテンプレートについての更新という認識でよろしいでしょうか。	VM利用者(個別業務システム側)には最新のバイナリを提供することとどまり、更新の判断や作業はVM利用者(個別業務システム側)の負担でVM利用者にて実施という解釈でよろしいでしょうか。共通PFの運用業者がroot権限にて環境に変化を与えること(またはroot権限を持つこと)は、コンプライアンスも含めて実施すべきではないと考えます。VM利用者(個別業務システム側)は、従来のHWベンダと同等の対応とすべきであると考えます。	御指摘の”仮想化基盤を提供するソフトウェア”と、”VMのテンプレート”以外にも稼働中のソフトウェアに対しても適用される方針です。しかしながら、稼働中のソフトウェアについては、事前に統合・集約化対象システムと調整の上、実施する想定です。		
要102	9-29		意見	要件定義書	54	6.1基本方針 日本語マニュアルが提供されるソフトウェアであること。	この要件を削除いただけますようお願い申し上げます。	開発環境で奨励されているOSS(4.5.2開発環境に関わる要件)では、日本語におけるマニュアルが提供されていることが少ないため。	貴見を踏まえ修正します。	なお、OSSについては、可能な限り日本語マニュアルが提供されるソフトウェアであること。	
要103	15-23		質問	要件定義書	54	6.1.1 提供ソフトウェア設定に関する基本方針	「提供ソフトウェア選定に関する基本方針について、なお、ソフトウェアの選定は設計構築段階にて実施するものとし、運用段階でも見直しを行うものとする」とありますが、その場合、作業を実施する主体は運用事業者となるという認識で問題ありませんでしょうか。		ご指摘の点については、運用事業者ではなく、業務が発生した場合に別途調達することを想定しています。		
要104	9-33		意見	要件定義書	54	6.1.1提供ソフトウェア選定に関する基本方針 「提供するOS,ミドルウェアの種類、バージョン等は統合・集約化対象システムのソフトウェアとの動作に問題のないものを選定すること。」	共通プラットフォーム上で動作するシステムは入札前に明らかになると記載がりましたが、それ以外のシステムが加わる可能性などない想定でよいでしょうか。また、見積りを進めるうえでは、同様に入札前の段階で、統合・集約化対象システムの導入に必要なOS、ミドルウェアを指定していただく必要があるとどう思いますか。	工数見積りや設計をどのように進めるかについては、入札前にあらかじめ検討が(札を決めるうえでも)必要となるため、また、見積りを進めるうえでは、同様に入札前の段階で、統合・集約化対象システムの導入に必要なOS、ミドルウェアを特定する必要があるため。	別途お示しする統合・集約化対象システムを基本と考えていただいて構いませんが、その後も若干の増減はあり得るものと考えます。また、OS、ミドルウェアについて、設計・構築に必要な最低限の情報は、入札公告時に提示することとします。		

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要105	9-30		意見	要件定義書	54	6.1.1 提供するOS、ミドルウェアの種類、バージョン等は統合・集約化対象システムのソフトウェアとの動作に問題のないものを選定することあるが、統合・集約化対象となるシステムで利用しているOS、ミドルウェアの種類の情報に乗せる必要がある。	統合・集約化対象となるシステムのOS、ミドルウェアの情報をご提示頂けますようお願い申し上げます。	必要なOS、ミドルウェアの種類とバージョンが選定できないため。	OS、ミドルウェアについて、設計・構築に必要な最低限の情報は、入札公告時に提示することとします。	-
要106	9-31		意見	要件定義書	54	6.1.1 提供するソフトウェア選定に関する基本方針 「提供するOS、ミドルウェアの種類、バージョン等は統合・集約化対象システムのソフトウェアとの動作に問題のないものを選定すること。」	基本的なOSやミドルウェアの組み合わせによるテンプレート作成と、VMのみの払い出しは別とする方式とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか？	集約することによるメリットは、コモディティ化したものを展開することによりスケールメリットと運用の効率化を図ることが大きな要素であると考えられています。個別の対応を個々に行うことでメリットを生かせず、個別構築との差別化が図れなくなるかと考えられるため。	貴見でいう組合せと当該要件の選定との関連が不明であり、原案のとおりとします。なお、貴見については、設計段階において留意します。	-
要107	9-32		意見	要件定義書	54	6.1.1 提供するソフトウェア選定に関する基本方針 「提供するOS、ミドルウェアの種類、バージョン等は統合・集約化対象システムのソフトウェアとの動作に問題のないものを選定すること。」	製品のサポート期限切れが想定されるバージョンを導入することについて、導入ベンダはサポート対象外となってしまいますが、総務省様としてはどのようにお考えかご提示ください。共通PF側で利用可能なバージョン等に個別のシステム側があわせる(改修等を行う)形で共通PFに移行されると解釈してよいでしょうか？	集約対象となるシステムが動作しているバージョンは数年前のものが多いと考えられ、現状動作しているバージョンのOS、ミドルウェアを提供しても、サポート期限がすぐに迫ると考えられるため。	政府共通プラットフォームが提供するソフトウェアは、原則として、最新バージョンを提供することを想定していますが、具体的には、設計段階において統合・集約化対象システムと調整していく予定です。	-
要108	15-24		質問	要件定義書	55	6. ソフトウェア要件定義 6.2 OS、ミドルウェア 6.2.2 ミドルウェア	政府共通プラットフォームが提供するミドルウェアのパラメータ設計、設定作業について、統合・集約化対象システムが実施するという認識で問題ありませんでしょうか。		政府共通プラットフォームの提供資源に関する機器及びパラメータ設計については、調達仕様書にお示しているのとおりです。 なお、御指摘の作業に当たっては、統合・集約化対象システム側から必要な情報提供を受ける予定です。	-
要109	10-2		質問	要件定義書	55	6.4 表6-3	データベースソフトウェアに、「可用性を高めるための各種機能(オンラインバックアップ・オンラインロード・オンライン表再編成・オンライン索引再作成など)を備えていることが望ましい。」とあります。 このうち表再編成の実行はデータベースの負荷が高い状況ではパフォーマンス低下等に繋がる場合があります。 それを防ぐために同等の機能をストレージの機能や運用を含めて実装した方がよい場合があると思います。 そのような方法は可能でしょうか？		御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要110	9-34		意見	要件定義書	56	6.3 「可能な限り多くのOSに対応すること」と記載されているが、対応可能なOSは明確にして頂きたい。	必要なOSの種類とバージョンを選定するうえで、統合・集約化対象となるシステムが移行のち利用していくOSの情報をご教示ください。	工数見積りや設計をどのように進めるかについては、入札前にあらかじめ検討が(札を決めるうえでも)必要となるため。また、見積りを進めるうえでは、同様に入札前の段階で、統合・集約化対象システムの導入に必要なOS、ミドルウェアを特定する必要があるため。	OS、ミドルウェアについて、設計・構築に必要な最低限の情報は、入札公告時に提示することとします。	-
要111	6-26		質問	要件定義書	56	表6-2 仮想化ソフトウェアの要件分類:運用管理に関する機能	「仮想化ソフトウェア及び仮想サーバ上のOSへのアクセス制御が可能な機能と連携できること」との記載があります。本記載は、運用管理ソフトウェアから仮想化ソフトウェアやOSへのアクセスはアクセス制御すること、という解釈で認識あっているでしょうか、ご教授願います。		お見込のとおりです。	-
要112	9-35		意見	要件定義書	56	6.4 IPv6に対応した製品であること	IPv6製品を監視できること、と修正お願いいたします。	IPv6製品を監視できるようにすることが必要であると考えため。	原案においても、御指摘の主旨は網羅できていると考えることから、原案のとおりとします。	-
要113	9-36		意見	要件定義書	56	6.4 IPv6に対応した製品であること	多くの競争環境を創出するためには、システムの必要性に応じて適宜IPv6に対応することとし、または、IPv6バケットしか出せない製品を監視する必要が現状無いのであれば記載を削除いただけますようお願いいたします。	監視製品でIPv6に対応しているものは市場に少ないため。	将来を見据えた対応を行う必要があると考えており、原案のとおりとします。	-
要114	9-37		意見	要件定義書	56	6.4 IPv6に対応した製品であること	現時点の想定システムでIPv6のみに対応していてIPv6バケットしか出せない製品を監視する必要があるのかどうか、ご教示ください。	監視製品でIPv6に対応しているものは市場に少ないため。	将来を見据えた対応を行う必要があると考えており、原案のとおりとします。	-

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要115	15-25		質問	要件定義書	56	6. ソフトウェア要件定義 6.4 運用管理マネージャソフトウェア	サーバ管理業務に「パッチ適用等のソフトウェア更新を複数台の仮想サーバに対して同時に実行できること」とありますが、パッチ適用業務には、「運用管理ソフトウェアの使用を想定していない」と記載があり、相反しているように見受けられます。関連性をご教授ください。		貴見を踏まえ修正します。	(サーバ管理業務)バージョンアップ等のソフトウェア更新を(略)(パッチ適用業務)運用管理ソフトウェアの使用を想定していないため、ここでは記載しない。パッチ適用を複数台の物理サーバ及び仮想サーバに対して同時に実行できること。
要116	4-21		質問	要件定義書	57	6.4運用管理マネージャソフトウェア	要件定義書上、運用管理マネージャソフトウェアの要件として、「複数台のストレージ装置、ストレージネットワーク機器を集中管理できること。」とありますが、ストレージ管理ソフトウェア側で実施される各種ストレージ管理機能を除いた範囲での集中管理の要件との理解でよいでしょうか。	-	要件定義書における運用管理マネージャソフトウェアは、複数のソフトウェアで構成することを想定しています。そのため、御指摘のストレージ管理ソフトウェアも、運用管理マネージャソフトウェアの一つと考えますので、ストレージ管理ソフトウェアで実現できる機能も含めた要件としています。	-
要117	4-22		質問	要件定義書	58	6.4運用管理マネージャソフトウェア	要件定義書上、運用管理マネージャソフトウェアのセキュリティ管理業務として、「検出した異常から、問題と重要度を自動的に特定できる相関分析機能を有していることが望ましい。」とありますが、運用上、検出した異常から、問題と重要度を判断できれば問題ないと考えています。相関分析とは具体的にどのような機能及び利用を想定されていますでしょうか。	-	相関分析とは、ログを監視し、今後そこから想定される問題とそれに関する重要度を認識できる機能を想定しています。特に、インターネットDMZセグメント等の外部からの脅威にさらされる箇所への適用を想定しています。	-
要118	4-23		意見	要件定義書	60	6.4.2ウイルス対策管理サーバソフトウェア	要件定義書上、「また、配信タイミングについては統合・集約化対象システム毎に異なることも想定されるため、ウイルス対策ソフトウェアがグループ化でき、グループ単位で配信ルール(配信タイミングや一斉配信)の設定ができることが望ましい。」とありますが、このような最新定義ファイルの配信に関わる具体的な仕様は製品毎に異なり、設計・構築事業者が検討するべきと考えられるため、削除するべきであると考えます。(その前の文までに、基本的な要求事項は記載されているため。)	最新定義ファイルの配信に関わる具体的な仕様は、製品毎に異なり、設計時に具体化していくべきであるため。	御指摘のとおり、配信のルール等は設計段階で詳細化されると思います。ただ、御指摘の要件を実現できることにより設計の柔軟性も確保できると考えられることから、要件としています。	-
要119	6-27		意見	要件定義書	61	7.1. 基本方針	「保守を長期的に実施できる機器であること」との記載がありますが、保守期間を明確に記載するべきだと考えます。	見積りへの影響が大きくなると考えます。	機器・ソフトウェアの調達仕様書において明確化する予定であることから、原案のとおりとします。	-
要120	6-28		意見	要件定義書	62	表7-2 サーバ周辺機器の要件分類: ストレージ	「ストレージ装置で処理できる暗号化機能を提案する場合は、性能低下への影響内容を提示すること」との記載が必要であると考えます。	暗号化することにより発生する性能低下がシステムへ影響を及ぼす可能性が高いと考えます。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要121	5-6		意見	要件定義書	62	7.4 ネットワーク関連機器	「ネットワーク関連機器にはレイヤ4-レイヤ7を処理する機器が含まれる」の一文を追記もしくは別途レイヤ4以上の制御を行う機器に関する要件の追記願います。	主に通信経路(レイヤ3以下)に関する記述と受け取れる内容であることから、ロードバランサやWAF等レイヤ4以上の制御を行う機器に関する要件が定義されていないと受け取る可能性があり、IPv6への対応がなされていない機器が導入され、IPv6への対応が実質不可になる可能性があると考えます。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要122	1-7		意見	要件定義書	63	7.5運用管理用機器、セキュリティ用機器	表7-3のセキュリティ用機器の部分に「ファイアウォール及び侵入検知・防止装置(IPS/IDS等)はそれぞれ独立した機器を準備すること」とありますが、UTMのように同一きょう体でも提供可能なように、「独立した機器」という部分の削除をご検討ください。	それぞれ別の機器を調達するのではなく、UTM機器(同一きょう体でFWとIPS/IDSを実現する機器)を使うことでコストを削減でき、また、障害ポイントを減らすことで運用効率も向上します。	貴見のとおり修正します。	指摘箇所削除
要123	15-26		質問	要件定義書	67	8.4.2 情報セキュリティ対策の考え方	「設計・構築業者が各種規程類を含め整備を行うこと」とありますが、調達仕様書の納入成果物一覧には、とくに対応する記述がありません。方式設計における「セキュリティ設計書」、運用・保守に関連する「情報セキュリティ対策要領」がこれに該当するとの理解でよろしいでしょうか。(共通プラットフォーム用の設計書、対策要領を作成し、情報セキュリティポリシー等既存規程類との食い違いが生じる場合には、その点をご指摘させていただく形がよいと考えます)		お見込みのとおりです。	-
要124	15-27		質問	要件定義書	68	8.4.3 (2)資源及び情報資産の所在(3)情報の格付け	各統合・集約化対象システムにて保有する情報の台帳化、格付け等の作業は、統合・集約化対象システム担当府省側での作業範囲と考えてよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。	-
要125	4-24		意見	要件定義書	68	8.4.3 (3)情報の格付け(4)情報の移送	要件定義書における情報の格付け、情報の移送の範囲は、「政府共通プラットフォームで整備し、運用する範囲の情報において」と追記すべきと考えます。	情報の格付け、情報の移送の範囲(統合・集約化対象システムとの責任分界)があいまいであるため。	情報セキュリティ対策の分担については、要件定義書図8-3にお示しているものを基本と考えています。また、データの管理主体については、12.6にお示しているとおり、機器を整備した主体が管理者となっているものではありません。御指摘の点については、上記の記述により明確化されていると考えていることから、原案のとおりとします。	-
要126	15-28		質問	要件定義書	69	8. 情報セキュリティ要件定義 8.4. 各府省との情報セキュリティ対策の責任分界 8.4.3. 統一基準に基づく要件 (6)情報セキュリティ対策の監査	「情報セキュリティ監査実施手順」は、情報システム監査事業者が作成するという認識で問題ありませんでしょうか。		お見込みのとおりです。	-
要127	15-29		質問	要件定義書	69	8.4.3 (7)情報セキュリティについての機能	統合・集約化対象システムのアプリケーションにおけるセキュリティ対策(主体認証等含む)については、共通プラットフォームの設計・構築作業調達の範囲外と考えてよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。	-

項番	各社内の番号	意見招請結果					項目名	意見・質問等	理由	回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁						
要128	4-16		意見	要件定義書	45 54 55 74	5.3インターネット接続要件 6.1.1提供ソフトウェア選定に関する基本方針 6.2.2ミドルウェア 8.4.3(8)①セキュリティホール対策	要件定義書上、「政府共通プラットフォームの運用要員が最新のウイルス定義ファイルやソフトウェア等のアップデート情報を入手する。」とありますが、「ソフトウェア等」の範囲を明確にすべきとあり、「～政府共通プラットフォームが整備・運用するソフトウェアの～」と変更すべきと考えます。	政府共通プラットフォームと統合・集約化対象システムとの間で、運用上の責任分界があいまいになるため。(左記では、運用要員がインターネットを介して外部アクセスする範囲が広くなり、保全性の確保に支障をきたすため。)	御指摘の点については、政府共通プラットフォームが整備するソフトウェアに限らず実施することを想定しています。このため、原案のとおりとします。	—	
要129	15-30		質問	要件定義書	75	8. 情報セキュリティ要件定義 8.4. 各府省との情報セキュリティ対策の責任分界 8.4.3. 統一基準に基づく要件 (8)情報セキュリティについての脅威への対応 ③サービス不能攻撃対策	「c)インターネット及び政府共通ネットワークに接続している事業者」とは、統合・集約化対象システム担当府省になりますでしょうか。		政府共通PFが利用するインターネット接続事業者及び政府共通ネットワークの運用管理を行う予定の主体です。	—	
要130	4-26		意見	要件定義書	77	8.4.3(10)物理サーバ及び仮想サーバに関する対応	要件定義書上の記載で、物理サーバの撤去時に消磁等による完全なデータ消去を行うことは一般的ですが、「仮想サーバ」の記載を削除するべきと考えます。	(搭載される物理サーバを継続利用する前提で)仮想サーバのみの格納ディスクの完全なデータ消去を行うことは不可能であるため。	仮想サーバに係るデータについても、データ消去ソフトウェア等を使用し、復元困難な状態にする必要がありますので、原案のとおりとします。	—	
要131	15-31		質問	要件定義書	77	8.4.3(10)物理サーバ及び仮想サーバに関する対応	f)において、情報の消去について記述されていますが、データ消去ソフトウェア、データ消去装置等については、設計・構築の範囲内に含まれますでしょうか。		御質問が「データ消去ソフトウェア、データ消去装置等の賃貸借について調達の範囲に含まれているか」という主旨であれば、含まれていません。	—	
要132	15-32		質問	要件定義書	84	9. 設計・構築要件定義 表9-1実施作業の概要	「運用手順書等の作成における運用規定作成支援について、政府共通プラットフォームの運用規定の作成支援を行う」とありますがどのような支援を想定していますでしょうか。		調達仕様書において、「政府共通プラットフォームの運用に関する基本的な事項を定めた運用規程(案)を作成すること」としています。	—	
要133	9-38		意見	要件定義書	84	9.2	調達仕様書では構築作業は機器・ソフトウェア賃貸借事業者が実施すると記載されていますが、表9-1では構築作業も今回の調達に入っているがどちらが正しいのでしょうか。	作業スコープを明確化し、本件の作業工数の見積もりをしていくうえで必要となるため。	調達範囲については、調達仕様書にお示しているとおりです。なお、表9-1は、設計・構築事業者の実施する作業のみならず、全体の設計・構築作業について記載しています。	—	
要134	15-33		質問	要件定義書	85	9. 設計・構築要件定義 9.3. 設計・構築時の留意事項	②における、「技術検証(実機検証)」について、作業スケジュールに記載されていないため、不要という認識でよろしいでしょうか。		技術検証(実機検証)の記載は誤りですので削除します。	削除	
要135	6-29		質問	要件定義書	88	表9-3 設計・構築実施体制 項番:5 運用事業者 事業者側管理担当	役割の欄に、「運用担当の運用業務の習熟度をチェックし、必要に応じて行う」とありますが、必要に応じて、何を行うというご想定でしょうか、ご教授願います。		貴見を踏まえ修正します。	担当者の運用担当の運用業務の習熟度をチェックし、必要に応じて追加の教育訓練を行う	
要136	15-34		質問	要件定義書	88	9. 設計・構築要件定義 9.5. 設計・構築実施体制	「表9-3 設計・構築実施体制」の運用事業者-事業者側管理担当について、「運用担当の運用業務の習熟度をチェックし、必要に応じて行う。」とありますが、何を行うのかをご教授ください。		貴見を踏まえ修正します。	担当者の運用担当の運用業務の習熟度をチェックし、必要に応じて追加の教育訓練を行う	
要137	8-4		意見	要件定義書	89	実機検証	要件定義書9.6.1.①によれば、実機検証の環境は設計・構築事業者が準備することとされており、通常実機検証を実施する場合、本番環境と同様の機器において行うものと考えます。別途機器等が調達される場合、実機検証の環境が本番環境と異なることが想定されますが、問題ないでしょうか。	実機検証は本番環境と同様の機器・ソフトウェアで実施することが一般的であると考えるため。	ご指摘を踏まえ修正します。	9.6.1.作業設備 ①設計・構築及び実機検証を行う作業場所や設備については(略)	
要138	15-35		質問	要件定義書	89	9. 設計・構築要件定義 9.6. 作業環境 9.6.1. 作業設備	実機検証について、作業スケジュールに記載されていないため、不要という認識でよろしいでしょうか。		実機検証の記載は誤りですので削除します。	削除	
要139	15-36		意見	要件定義書	91	9. 設計・構築要件定義 9.10. 教育訓練 9.10.1. 教育訓練に関する基本方針	「政府共通プラットフォームの運用事業者に対する教育訓練については、設計・構築事業者が主体となって教育訓練を実施する」とありますが、「表9-7 設計・構築実施体制」においては、教育の実施担当は「運用事業者 事業者側管理担当」となっております。運用開始前の教育→設計・構築事業者、運用開始後の教育→運用事業者という想定でしたら、表に作業を追加の方がよいと考えます。	教育訓練の実施主体が明確となっていないため。	御指摘の点については9.10.3に記載しており、判断可能であることから、原案のとおりとします。	—	
要140	15-37		意見	要件定義書	93	10. テスト要件定義 10.1. 基本方針	「テストは、上記①から③の実施に該当する事業者が行うものとする」とありますが、役割分担が明記されていないため、各テストを担当する事業者、及びテスト実施場所等、明確の方がよいと考えます。	各テストを担当する事業者、テスト実施場所が明確となっていないため。	調達仕様書(案)P13「4.4. テスト」において記載しています。実施場所については、要件定義書に記載のとおり、結合テスト及び総合テスト工程においては、原則として、政府共通プラットフォームの本番機器の設置場所を想定しています。	—	
要141	15-38		質問	要件定義書	94	10. テスト要件定義 10.3. テスト時の留意事項	「テスト時に発生した不具合が、他のシステムに影響を与えないこと」とありますが、政府共通プラットフォームのテスト時における「他のシステム」について想定されているシステムをご教授ください。		各統合・集約化対象システムについては、調達仕様書上、「入札公告期間中に別途提示」と記載していますが、入札公告時に提示することとします。	—	
要142	13-18		意見	要件定義書	94	要件定義書 10.4. テスト実施計画の作成	「表10-2 テスト実施計画の概要」の「標準管理要領」は不要と考えます。	業務・システム最適化指針(ガイドライン)によると、「標準管理要領」は設計・開発段階をととして利用される管理標準であり、テスト用に作成する必要はないため。	業務・システム最適化指針(ガイドライン)において設計・開発段階としておられるところ、本要件定義書においては、設計・構築要件定義と移行要件定義に分割しているため、再掲して記述していません。	—	

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要143	4-33		意見	要件定義書	96	10.6テスト環境	要件定義書上、「結合テスト及び総合テスト工程においては、原則として、政府共通プラットフォームに設置した本番機器を利用して実施すること。」とありますが、結合テストまでは検証機器で実施できるため、「結合テスト及び」の記述は削除すべきと考えます。	本番機器を利用することを前提とした場合、機器・ソフトウェア賃貸による本番機器の整備まで結合テストが実施できないこととなり、設計・構築側のスケジュールに影響を及ぼす可能性があるため。	要件定義10.2にあるとおり、本作業の結合テストとは、政府共通プラットフォームが整備する機器を相互に接続し、導通確認を行うこととしており、これは本番環境でのテストを行うことを前提としていることから原案のとおりとします。	-
要144	15-39		質問	要件定義書	100	11. 移行要件定義 11.3 統合・集約化対象システムに対する移行支援 11.3.1 移行支援に関する基本方針	ミドルウェアのバージョンが変わる、運用管理ソフトウェアが変わる等により、業務アプリケーションに変更が必要となる場合、その変更作業は統合・集約化対象システムの作業範囲との認識でよろしいでしょうか。		お見込のとおりです。	-
要145	15-40		質問	要件定義書	101	11. 移行要件定義 11.3 統合・集約化対象システムに対する移行支援 11.3.3 移行支援作業の概要	「表11-2 移行における作業項目」の「移行設計」において、「不足がある場合は、調達準備を行う」とありますが、機器・ソフトウェア調達が複数回に分かれることを想定されておりますでしょうか。		政府共通PFへの移行時期に係る統合・集約化対象システムとの調整によっては、複数回に分かれることもあり得ると考えています。	-
要146	15-41		質問	要件定義書	101	11. 移行要件定義 11.3 統合・集約化対象システムに対する移行支援 11.3.3 移行支援作業の概要	「表11-2 移行における作業項目」の「本番移行」において、「統合・集約化対象システムの使用が終わった検証環境の仮想サーバを初期化する」とありますが、仮想サーバを初期化した場合、パッチ適用等検証環境を使用した作業を実施する場合の仮想サーバの準備は、運用事業者が実施するのでしょうか。		運用段階においては、運用事業者が実施することを想定しています。	-
要147	6-30		意見	要件定義書	101	11.3.4. 移行実施体制	運用開始以降に支援作業を実施する「移行支援事業者」に事前に引継ぎが必要ではないか。	移行の計画作成から実際の作業支援を行う必要があるため。	設計・構築事業者が移行支援要領等を作成することとしており、引継ぎは不要と考えます。	-
要148	15-42		質問	要件定義書	103	11. 移行要件定義 11.3 統合・集約化対象システムに対する移行支援 11.3.4. 移行実施体制	「表11-3 初期構築時の実施体制」の「運用事業者 基盤担当」において、「統合・集約化対象システムに提供が必要な資源の調整を行う」とありますが、初期構築時は、「設計・構築事業者」において実施する作業と認識しておりますが、問題ありませんでしょうか。		貴見を踏まえ修正します。	表11-3の運用事業者の担当を削除し、必要な資源調整を記載を設計・構築事業者に記載。
要149	15-43		質問	要件定義書	105	11. 移行要件定義 11.3 統合・集約化対象システムに対する移行支援 11.3.4. 移行実施体制	「表11-4 運用開始以降の実施体制」の「移行支援事業者」において、移行作業についての「支援」を行うとありますが、移行作業における検証環境や本番環境の準備は、「運用事業者」「移行支援作業事業者」のどちらが実施するのでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要150	15-44		意見	要件定義書	107	12.1 基本方針	「運用・保守は遠隔により実施することを基本とする。それにより運用管理室を総務省に設置することが可能となり」とありますが想定している管理室の設置場所が、総務省内であるとした場合、総務省内に設置する旨を明記したほうがよいと考えます。	p129 12.7.3 運用管理室の要件について運用管理室の場所は、総務省と密接に連携が行える場所にあることとの指示があるため。	要件定義書図12-2において記載していますので、御参照下さい。	-
要151	4-27		意見	要件定義書	108	12.2.運用・保守の範囲 (3) 障害時運用の範囲	要件定義書上、「政府共通プラットフォームの提供資源及び独自導入ソフトウェアについて、障害の検知、一次切り分け(障害箇所の特定等)、統合・集約化対象システムへの連絡は、政府共通プラットフォームが実施する」とありますが、「一次切り分け(障害箇所の特定等)」の表現は削除すべきと考えます。	検知した障害メッセージによる政府共通プラットフォーム単独での一次切り分けは困難であり、迅速な復旧のためには政府共通プラットフォームからの障害の検知にもつき統合・集約化対象システムが一次切り分けを実施する必要があるため	貴見を踏まえ修正します。	(3) 障害時運用の範囲(略) □ 政府共通プラットフォームの提供資源及び独自導入ソフトウェアについて、障害の検知、一次切り分け(障害箇所の特定等)、統合・集約化対象システムへの連絡は、(略)
要152	7-3		質問	要件定義書	108	12.2. 運用・保守の範囲 (3) 障害時運用の範囲	「政府共通プラットフォームの提供資源及び独自導入ソフトウェアについて、障害の検知、一次切り分け(障害箇所の特定等)、統合・集約化対象システムへの連絡は政府共通プラットフォームが実施する。なお、持ち込み機器及びソフトウェアに関しては、障害の検知及び統合・集約化対象システムへの連絡のみを実施する。」とされているが、政府共通プラットフォームの提供資源及び独自導入ソフトウェア並びに持ち込み機器及びソフトウェアから成る、統合・集約化対象システム全体としての障害一次切り分けは、政府共通プラットフォームの責任において実施するものと理解してよいか。		政府共通プラットフォームが検知した障害については、政府共通プラットフォームにおいて一次切り分けを実施することを想定しています。	-
要153	15-45		質問	要件定義書	108	12.2 運用・保守の範囲 (3) 障害時運用の範囲	「・・・政府共通プラットフォームがインシデントの発行とインシデントの終了確認を実施する。」と記載されておりますが、統合・集約化対象システムの持ち込み機器、及びソフトウェアに関する障害は、統合・集約化対象システムへの連絡を持って、インシデント終了としてよろしいでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	-
要154	15-46		質問	要件定義書	110	12. 運用・保守要件定義 12.3. 運用体制と役割	「表12-2 実施体制と役割(案)」において、パッチ適用作業の実施は、「運用事業者」が運用管理室よりリモートで作業を実施する想定でおりますが、「機器・ソフトウェア賃貸事業者」が実施する作業となりますでしょうか。		パッチ適用作業は、運用事業者の管理の下、機器・ソフトウェア賃貸事業者が実施する予定です。	-
要155	15-47		質問	要件定義書	113	12.3.2 運用環境 表12-3 作業場所とアクセス方法	運用管理支援事業者、機器・ソフトウェア賃貸事業者、施設・設備賃貸借事業者に関する作業場所を記載していただけますでしょうか。	運用事業者以外の関係者の作業場所とセンターへのアクセス方法が明確になっていないため。	各請負作業の調達過程で提示する予定です。	-
要156	13-19		意見	要件定義書	116	12.4.1 監視業務 ④ セキュリティ監視	「表12-7 セキュリティ監視項目(例)」の「セキュリティホールの監視」に「物理サーバ、仮想サーバ等の監視」と記載されていますが、物理サーバや仮想サーバを監視してセキュリティホールが見つかるものではありません。また、「物理サーバの監視」に「物理サーバ、仮想化ソフトウェアとそのデータ等」、「仮想サーバの監視」に「仮想サーバ上のOS及びその上で動作するプログラムとデータ等」と記載されていますが、何を目的としているのか、意図がわかりません。どのような目的で何を監視するのか、整理していただくようお願いいたします。	どのような監視が必要であるのか理解が難しいため。	貴見を踏まえ修正します。また、「物理サーバの監視」及び「仮想サーバの監視」は、ウイルス等の感染の有無を監視することを想定しています。	「表12-7セキュリティ監視項目(例)」から「セキュリティホールの監視」を削除。

項番	各社内の番号	意見招請結果							回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等	理由		
要157	6-31		意見	要件定義書	116	12.4.1. 監視業務 ⑤ 防犯監視業務	持ち込み機器の監視についての記載も必要だと考えます。	DVDメディアや、USBメモリ等、持ち込んだ機器を政府共通プラットフォームに接続する場合がありますと想定しております。	防犯監視業務の不正持ち出し監視において、「政府共通プラットフォームの機器等が設置されている安全区域に持ち込まれる機器等を確認し」と記述しており、御指摘の点については、防犯監視業務に含まれるものと考えています。	—

項番	各社内の番号	意見招請結果						回答内容	修正案	
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等			理由
要158	15-48		質問	要件定義書	116	12.4.1 監視業務 ⑤防犯監視業務	「施設・設備への不正立ち入りを監視する」と記載されておりますが、 1. 施設・設備の範囲を教えてください。(対象は、メインセンタ、バックアップセンタ、運用管理室でしょうか。) 2. 不正立ち入りの監視は、監視と通報でよろしいでしょうか。 3. 防犯監視業務の実施は、施設・設備賃貸借事業者となりますでしょうか。		1 施設・設備の範囲はお見込みのとおりです。 2 御指摘の「監視と通報」の主旨が不明ですが、要件定義書において示す以上の詳細は、設計段階において検討します。 3 御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要159	15-49		質問	要件定義書	118	12.4.2 運用業務 ④バックアップ管理業務 ⑤リストア支援業務	「外部メディアの交換作業」は、メインセンタでのオンサイト作業を想定されておりますでしょうか。その場合、実施は施設・設備賃貸借事業者となりますでしょうか。		施設・設備賃貸借事業者の作業範囲とする考えられますが、具体的には、設計段階において検討します。	
要160	13-20		質問	要件定義書	119	12.4.2運用業務 ⑤ リストア支援業務	リストアを行うのは運用事業者でしょうか。統合・集約化対象システムでしょうか。		責任分界については、要件定義書8.4.1情報セキュリティ対策の範囲を基本としつつ、設計段階において検討します。	
要161	4-28		意見	要件定義書	123	12.4.2⑩データ一括処理業務	要件定義書上、「データ一括処理業務」の定義と、データ一括処理を実行するための資料提供について、記載すべきと考えます。よって、「政府共通プラットフォーム側から統合・集約化対象システムの仮想サーバ等に対して実行可能な形式となるバッチ処理を対象とする。尚、本処理実行に必要となる各種資料(バッチファイル、実施手順等)は統合・集約化対象システム側から事前に動作確認済みのものが政府共通プラットフォームに提供されるものとする。」との記載を追記すべきと考えます。	データ一括処理業務における政府共通プラットフォームと統合・集約化対象システムとの責任分界が不明確であるため。	貴見を踏まえ修正します。 なお、統合・集約化対象システム側が作成したバッチに係る手順書等については、11.4.3.に記述していることから、原案のとおりとします。	本業務は、統合・集約化対象システムの仮想サーバ等に対して実行可能な形式となるバッチ処理を対象とする。 なお、本業務に必要なバッチ等は統合・集約化対象システム側が事前に動作確認を行った上で、政府共通プラットフォームに提供されるものとする。
要162	13-21		質問	要件定義書	123	12.4.2運用業務 ⑩ 災害対応業務	「メインセンタ設置システムとバックアップセンタ設置システム間のデータ同期」は、平常時は行わず、災害等でバックアップセンタへ切り替える際に行うのでしょうか。		メインセンタ設置システムとバックアップセンタ設置システム間のデータ同期は、災害時のみならず、一定の頻度で実施する必要があると考えますが、具体的な頻度等は設計段階で検討します。	
要163	15-50		質問	要件定義書	125	12. 運用・保守要件定義 12.6. データ管理要件 12.6.1. バックアップ要件	「バックアップの取得時期及び範囲について、政府共通プラットフォームと調整を行う。」とありますが、「統合・集約化対象システムと調整を行う。」という認識で問題ありませんでしょうか。		貴見のとおり修正します。	バックアップの取得時期及び範囲について、政府共通プラットフォーム統合・集約化対象システムと調整を行う。
要164	7-4		意見	要件定義書	127	12.7.1. データセンター (1) 場所	「メインセンタ及びバックアップセンタは、行政機関の要保護情報を扱うため、国内にあること。」とされているが、具体的に想定されている地理的立地条件について明記していただきたい。	運用・保守の設計要件(総務省及び各府省の職員、保守要員の駆け付け、リモート保守の要否等)として必要なため。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要165	4-29		意見	要件定義書	127	12.7.1(1)場所	要件定義書上、「メインセンタは、運用管理室から公共交通機関を利用して可能な限り迅速に到着できる場所にあること」とありますが、(運用管理室の設置場所が未定であることを踏まえ、)「お客様拠点から公共交通機関を利用して1時間以内で」といった具体的な要求条件を記載すべきと考えます。	駆け付けに時間がかかることは緊急時の対応において復旧時間等に支障を与える可能性があるため。	御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要166	2-2		意見	要件定義書	127	12.7.1 データセンター (1)場所	「バックアップセンタは、メインセンタで被災した災害と同様の災害に見舞われない場所」とありますが、東日本大震災を踏まえて事業継続のための要件を、調達者として明記すべきだと考えます。 例えば、「メインセンタを首都圏とした場合、バックアップセンタは西日本(60Hzエリア)とする」と明記してはどうでしょうか。	「メインセンタで被災した災害と同様の災害に見舞われない場所」という表現はあいまいであり、事業継続性が十分に担保できないリスクがあると考えられます。東日本大震災(電力需要逼迫による計画停電等の影響を含む)を踏まえた場合、仮にメインセンタが首都圏とした場合、バックアップセンタは東京電力および東北電力管内ではない西日本(60Hzエリア)とすることが望ましいと考えます。	東日本大震災を踏まえた対応については、必要に応じて設計段階において検討する予定です。	
要167	4-31		意見	要件定義書	128	12.7.1(5)電気設備	要件定義書上、「緊急通行車両による燃料補給が可能な燃料供給業者と優先補給契約を結んでいること」とありますが、「緊急通行車両による燃料補給」という制限となる記述は削除すべきと考えます。	民間企業への緊急通行車両指定は特例措置として取られるものであり、入札段階では確約できないため。	貴見を踏まえ修正します。	自家発電装置の備蓄燃料が枯渇するまでに燃料供給が可能となるよう、緊急通行車両による燃料補給が可能な燃料供給業者と優先補給契約を結んでいること。
要168	4-32		意見	要件定義書	128	12.7.1(6)セキュリティ対策	要件定義書上、「ISMS、プライバシーマークの認定を取得しているデータセンター事業者を採択する」旨の要求事項を記載すべきと考えます。	個人情報を取り扱う事業内容ということを考慮し、セキュリティ対策に関する客観的な認定基準を満たしている事業者を採択することが適切であるため。	要件定義書は、システムの要件を示したものであり、施設・設備賃貸借事業者に対する応札条件については、調達仕様書に記述することとしています。このため、原案のとおりとします。	
要169	4-30		意見	要件定義書	128	12.7.2(1)フロア	要件定義書上、フロアに関して「電源配線及び機器間の配線について、床下に配線できるような設備(フリーアクセス床)を使用していること。」とありますが、「床下等に配線できるような」という記述にすべきと考えます。	データセンター設備には、床下だけでなく、天井裏に配線することも可能であり、限定した表現にすべきでないため。	貴見を踏まえ修正します。	(前略)床下等に配線できるような設備(フリーアクセス床)を使用していること。
要170	15-51		質問	要件定義書	129	12.7.運用施設・設備要件 12.7.2.機械室 (3)空気調和設備	「それぞれの機器冷却方式に対応できるよう床下からの冷気の噴出し口が可能な限り自由に変更できること」とありますが、空調効率最適化の観点から、データセンター側で変更の必要がないと判断できる場合は、変更不要でしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要171	6-32		意見	要件定義書	129	12.7.3 運用管理室	運用管理室については、バックアップ施設の規程がありませんが、運用管理室の被災に対する考慮が必要と思われるかと。	運用管理室が被災すると、政府共通プラットフォーム全体の運用・管理が実施できなくなり、事実上政府共通プラットフォームが利用不能となると考えられます。	運用に必要な最小限の端末等は、メインセンタ等に予め設置しておくことも可能であることから、運用管理室のバックアップ施設を作ることは想定していません。 御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要172	15-52		質問	要件定義書	129	12.7.運用施設・設備要件 12.7.3.運用管理室	建物の耐震対策等の要件はありますか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	
要173	15-53		質問	要件定義書	129	12.7.運用施設・設備要件 12.7.4.統合・集約化対象システム管理室	統合・集約化対象システム管理室は、データセンター及び運用管理室と別の建屋でも構わないという理解でよろしいでしょうか。またその場合、データセンターからの距離制限はございますでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	

項番	各社内の番号	意見招請結果							回答内容	修正案
		会社名	質問/意見	該当資料全体/本文/別添	頁	項目名	意見・質問等	理由		
要174	15-54		質問	要件定義書	129	12.7.運用施設・設備要件 12.7.4.統合・集約化対象システム管理室	建物の耐震対策等のご要件はありますでしょうか。		御指摘の点については、設計段階において検討します。	—

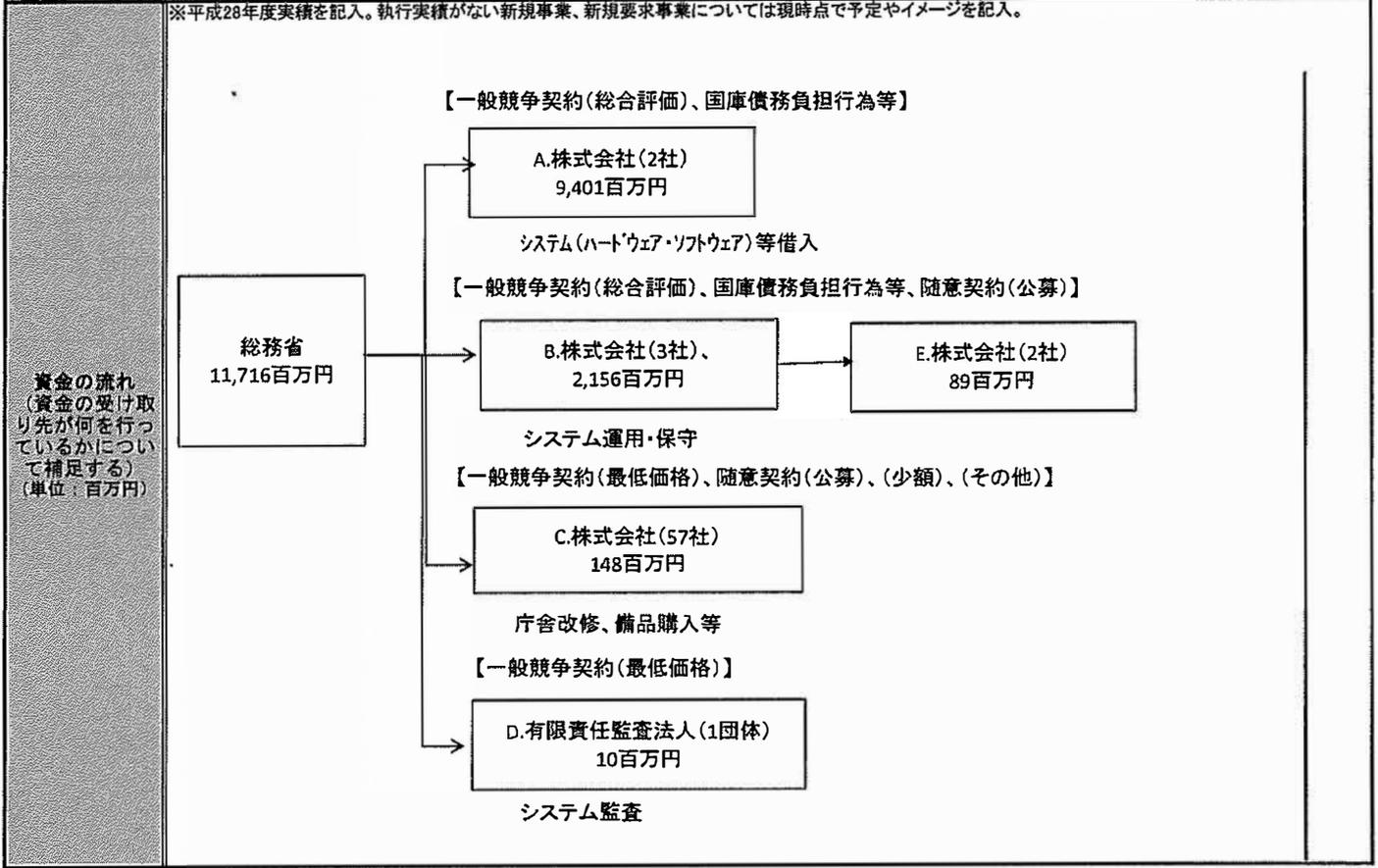
レビューシートP.7以降の表のうち、政府共通プラットフォーム関係部分

事業番号

0035

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	30	平成23年度	35	平成24年度	32
平成25年度	34	平成26年度	33	平成27年度	36
平成28年度	32				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.東京センチュリーリース(株)			B.(株)エヌ・ティ・ティ・データ		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	機器調達	システムのハードウェア、ソフトウェアのリース経費	8,218	運用管理	システムを円滑に運用するためのエンジニアに係る経費	2,038
	計		8,218	計		2,038
	C.日本フォームサービス(株)			D.有限責任監査法人トーマツ		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	庁舎改修、備品購入等	サーバラック一式の調達	30	システム監査	政府共通システム基盤の情報システム監査の請負	10
	計		30	計		10
	E.富士通(株)			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
運用管理	政府共通プラットフォームの運用・移行支援作業等の請負(平成28年度)	59				
計		59	計		0	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェアの賃貸借(平成24年度)	1,082	国庫債務負担行為等	-	-	
2	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェアの賃貸借(平成25年度増設対応)	1,079	国庫債務負担行為等	-	-	
3	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェアの賃貸借(平成26年度増設対応)	1,595	国庫債務負担行為等	-	-	
4	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア賃貸借(PF-Standard)(平成27年度後半-平成28年度前半移行対象システム用等)	1,560	国庫債務負担行為等	-	-	
5	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア賃貸借(PF-Standard)の調達(平成28年度後半-平成29年度前半移行対象システム用等)	638	一般競争契約 (総合評価)	1	93.9%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果、過去の実績等をみて経営的な判断から参加を見送ったとの回答があった。
6	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームにおける外部接続環境提供サービス利用拡大等の作業請負及び機器・ソフトウェア賃貸借の調達(平成28年度)	1,398	一般競争契約 (総合評価)	1	96.1%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。
7	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備に係る作業請負及び機器・ソフトウェア賃貸借の調達(平成28年度)	866	一般競争契約 (総合評価)	1	88.3%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、他府省等の指名停止措置により、競争参加資格を満たすことができなかったとの回答があった。
8	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借(平成26年度)	148	国庫債務負担行為等	-	-	
9	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借(平成27年度)	119	国庫債務負担行為等	-	-	
10	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借(平成28年度)	134	一般競争契約 (総合評価)	1	95.1%	

11	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォーム認証サービスに係るソフトウェア等賃貸借(平成26年度)	114	国庫債務負担行為等	-	-	
12	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア賃貸借(PF-Lite)(平成27年度後半-平成28年度前半移行対象システム用等)	148	国庫債務負担行為等	-	-	
13	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア賃貸借(PF-Lite)の調達(平成28年度後半-平成29年度前半移行対象システム用等)	21	一般競争契約(総合評価)	1	81.4%	
14	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借の調達(平成24年度)	283	国庫債務負担行為等	-	-	
15	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借(平成25年度)	216	国庫債務負担行為等	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの運用移行支援作業等(平成27年度)	237	国庫債務負担行為等	-	-	
2	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの運用移行支援作業等(平成28年度)	1,582	一般競争契約(総合評価)	1	95.1%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。
3	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの運用移行支援作業等(平成28年度)※変更契約分	167	-	-	-	
4	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る回線賃貸借の調達(平成27年度増速)	52	随意契約(その他)	-	-	
5	日本電気(株)	0701040102291	平成28年度拠点間接続用回線の提供の請負(平成25年度敷設回線の継続提供)	4	随意契約(公募)	-	-	
6	日本電気(株)	0701040102291	平成28年度機器・ソフトウェアの保守作業等に係る請負(平成28年度)	6	随意契約(公募)	-	-	
7	日本電気(株)	0701040102291	政府共通プラットフォームの整備に係る回線賃貸借の調達(平成27年度継続)	42	随意契約(公募)	-	-	
8	日本電気(株)	0701040102291	平成28年度拠点間接続用回線の提供の請負(平成25年度敷設回線の継続提供)	4	随意契約(公募)	-	-	
9	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	7010001064648	政府共通プラットフォームの整備に係る回線賃貸借の調達(平成26年度継続)	47	随意契約(その他)	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本フォームサービス(株)	1011701006077	サーバラック一式の調達	30	一般競争契約 (最低価格)	3	64.1%	
2	関西電力(株)	3120001059632	大阪国際空港庁舎・管制塔 に係る維持管理経費(電気 料金)	23	—	—	—	
3	ミツウロコグリーンエ ネルギー(株)	8010001067848	仙台第3合同庁舎管理経 費(電気料金)	15	—	—	—	
4	(株)NTTファシリ ティーズ	3010401005008	建物設備維持管理業務	15	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	
5	グラビス・アーキテク ツ(株)	6430001049574	政府共通プラットフォームの 更改に係る要件定義書作 成等支援作業	15	一般競争契約 (最低価格)	2	79.5%	
6	(株)クマヒラ	1010001108872	平成28年度遠隔監視機器 一式の保守作業に係る請 負(東日本拠点)	1	随意契約(公 募)	1	100%	
7	(株)クマヒラ	1010001108872	監視カメラ装置の追加整備 に係る調達	12	随意契約(公 募)	1	100%	
8	(株)クマヒラ	1010001108872	入退室管理用ICカードの調 達	1	随意契約(そ の他)	—	—	
9	(株)リアライズ	4010601028179	政府共通プラットフォームへ 移行する政府情報システム の資源適正化に向けた検 討支援業務の請負	13	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	
10	(株)全日警	6010001034791	大阪国際空港庁舎・管制塔 に係る維持管理経費(庁舎 警備)	7	—	—	—	
11	(株)秋山商会	8010001036398	スチールラックほか9点の 購入	0.9	随意契約(少 額)	—	—	
12	(株)秋山商会	8010001036398	空調機用エアフィルターの 購入	0.8	随意契約(少 額)	—	—	
13	(株)秋山商会	8010001036398	LTO収納庫ほか1点の購入	0.6	随意契約(少 額)	—	—	
14	(株)秋山商会	8010001036398	下駄箱ほか8点の購入	0.3	随意契約(少 額)	—	—	
15	セコム(株)	6011001035920	低層遠隔監視機器の修理 に係る請負契約について	0.9	随意契約(そ の他)	—	—	
16	セコム(株)	6011001035920	平成28年度遠隔監視機器 一式の保守作業に係る請 負	0.8	随意契約(そ の他)	—	—	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限責任監査法人 トーマツ	5010405001703	政府共通システム基盤の 情報システム監査の請負	10	一般競争契約 (最低価格)	1	95.9%	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通(株)	1020001071491	政府共通プラットフォームの 運用・移行支援作業等の請 負(平成28年度)	59	—	—	—	
2	日本電気(株)	0701040102291	政府共通プラットフォームの 運用・移行支援作業等の請 負(平成28年度)	30	—	—	—	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額(百万円)	契約方式	入札者数(応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(契約額10億円以上)
1	A	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア貸借(PF-Standard)の調達(平成28年度後半-平成29年度前半移行対象システム用等)	5,086	一般競争契約(総合評価)	1	93.9%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。
2	A	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームにおける外部接続環境提供サービス利用拡大等の作業請負及び機器・ソフトウェア貸借の調達(平成28年度)	3,671	一般競争契約(総合評価)	1	96.1%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。
3	A	東京センチュリーリース(株)	6010401015821	政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備に係る作業請負及び機器・ソフトウェア貸借の調達(平成28年度)	2,007	一般競争契約(総合評価)	1	88.3%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、他府省等の指名停止措置により、競争参加資格を満たすことができなかったとの回答があった。
4	A	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェア貸借(PF-Lite)の調達(平成28年度後半-平成29年度前半移行対象システム用等)	1,020	一般競争契約(総合評価)	1	81.4%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。
5	A	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備貸借(平成28年度)	856	一般競争契約(総合評価)	1	95.1%	
6	C	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	9010601221385	政府共通プラットフォームの運用・移行支援作業等の請負(平成28年度)	1,868	一般競争契約(総合評価)	1	95.1%	下見積もり提出業者に入札参加しなかった理由を確認したところ、社内検討した結果入札参加を見送ったとの回答があった。